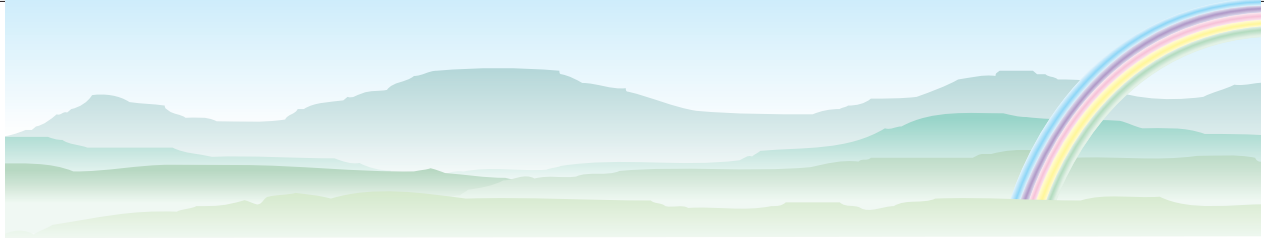
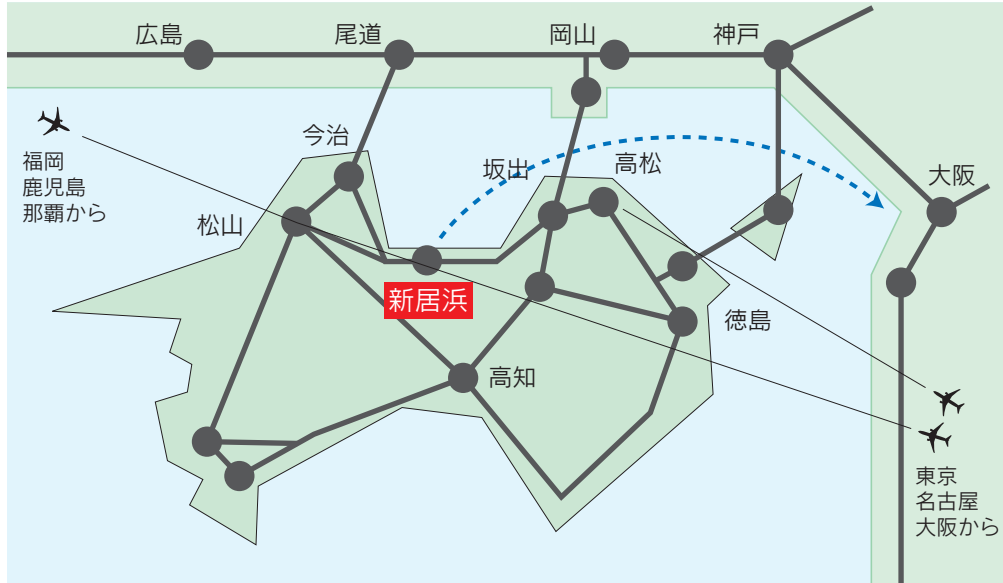

第2部 資料編



1 新居浜市の概要

(1) 位置及び地勢



新居浜市は愛媛県の東部、東経133度17分、北緯33度57分に位置し、県都松山市の50km圏、自動車・鉄道による時間距離にして1.5時間圏の面積234.30km、人口約12万6千人を擁する県下第3位の都市です。

地勢的には燧灘沿いと、標高1,800mに及ぶ高知県と接する石鎚山系にはさまれており、扇型に広がりを見せる平野部、丘陵部及び山地からなっています。

石鎚山系沿いには中央構造線が走り地質は複雑ですが、かつて我が国屈指の銅山として知られた別子銅山、あるいは伊予青石とも呼ばれる名石等を生みだしてきました。また、新居浜平野の背後に連なる険しい山並は、本市の象徴的な景観を形づくっています。

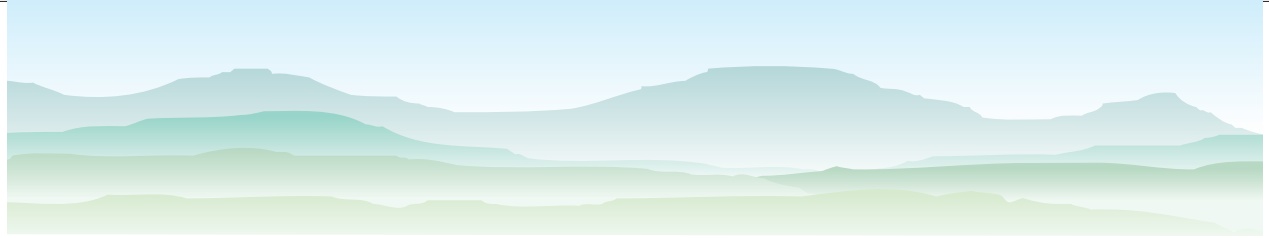
(2) 沿革

新居浜地方には数千年の昔から人々が住み着いていたことが知られており、2世紀後半の大和朝廷の時代には、景行天皇の皇子「武国凝別命」(たけくにこりわけのみこと)が伊予国御村別として御村(東予)に君臨したといわれています。

大化の改新後は郡制が敷かれて、この地方に神野郡(後の新居郡)が置かれました。神野郡の郡家(郡役所)は、はじめ郡の西部(西条地方)に設けられていましたが、奈良朝末期にはこれを郡の東部中村に遷し、ここに新庁舎を創建して「新居」とし、神野郡新居郷の北方海浜を「新居浜」と呼ぶようになりました。

■市域の変遷

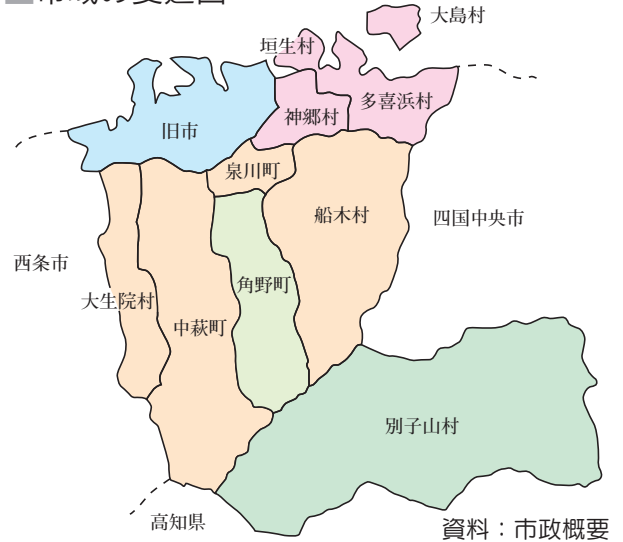
年月日	面積 (Km ²)	人口 (人)	概要
昭和12年11月3日	18.39	32,254	市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)
昭和28年5月3日	43.42	73,671	新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入
昭和30年3月31日	161.35	101,870	新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入
昭和31年9月28日	142.04	106,421	大生院西部地区を西条市に分離
昭和34年4月1日	157.41	120,863	新居郡角野町編入
平成15年4月1日	234.30	127,926	宇摩郡別子山村編入
平成21年4月1日	234.30	126,072	現況



かつて、一農漁村にすぎなかった新居浜が、元禄4年の別子銅山の開坑によって逐年繁栄し、現在では住友系諸会社を中心とする企業が立地しています。

新居浜地方は、江戸時代には西条藩、小松藩及び幕領により現在の市域が構成されていましたが、明治22年の町村制の施行により、新居浜（明治41年町制実施）、金子、高津、垣生、神郷、多喜浜、大島、泉川、船木、角野、中萩、大生院の12か村となりました。その後、昭和12年11月3日に新居浜、金子、高津の3か町村が合併して市政を施行し、以後、周辺町村との数回にわたる合併、編入を経て今日に至っております。

■市域の変遷図

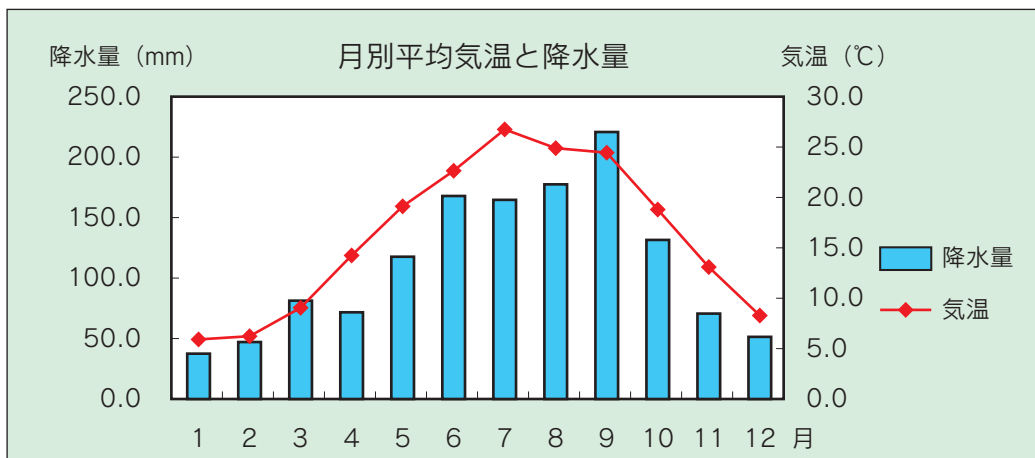


昭和30年以後は住友企業のコンビナート基地として栄え、昭和39年には新産業都市の指定を受け、四国屈指の臨海工業都市となりました。昭和40年代の高度成長期、昭和48年別子銅山の閉山、二度にわたるオイルショック、円高不況という厳しい社会経済環境を経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えています。

平成15年度には、平成における愛媛県内合併第一号として、新居浜市と別子山村が合併して新生新居浜市が発足しました。別子銅山の開坑により今日の基礎が築かれた新居浜市と別子山村は、文化歴史的背景を共有し、強い結びつきを持ち続けていますが、合併を契機にさらに共通の歴史を活かした新しいまちづくりに取り組んでいます。

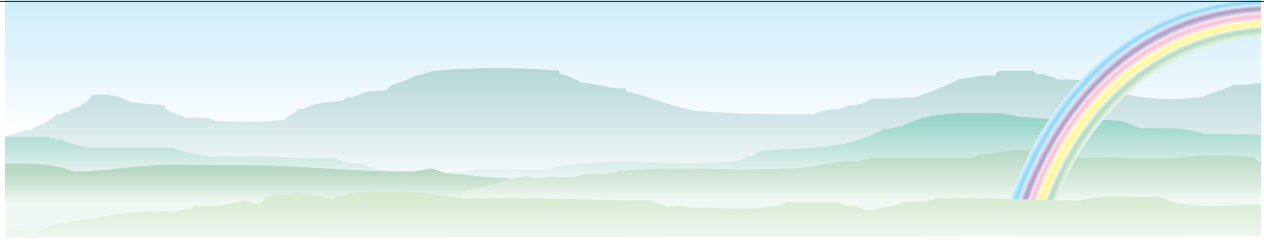
(3) 気候

本市の気候は典型的な瀬戸内式気候で、平均気温が6℃(1月)から26.7℃(7月)と温暖な気候に恵まれています。降水量は、梅雨時期の6、7月の平均が約166mm、台風時期である9月の平均が約220mmとなっています。



※平成11年～20年の平均

資料提供：新居浜消防本部



(4) 人口

本市の人口の推移をみると、昭和35～40年にかけては減少しましたが、その後は増加を続け、昭和55年には、132,339人となりました。しかし、その後僅かながら減少し、平成17年には123,952人となっています。

世帯数については、昭和35年以降増加し、平成17年には49,484世帯となっており、1世帯当たりの人員も2.5人と核家族化が進行しています。



「未来のにはま」

■人口の推移

国勢調査回数	年次	世帯数(戸)	人口(人)			増加率(%)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
			総数	男	女			
	昭和12年	6,740	32,254	16,024	16,230	-	18.39	1,754
5	15	8,261	42,392	22,669	19,723	131.4	18.39	2,305
6	22	12,206	51,930	26,313	25,617	122.5	18.39	2,824
7	25	12,443	57,421	28,618	28,803	110.6	18.39	3,122
8	30	22,804	107,234	52,938	54,296	186.8	161.60	664
9	35	29,167	125,688	61,356	64,332	117.2	156.55	803
10	40	31,929	125,155	60,863	64,292	99.6	156.69	799
11	45	35,430	126,033	61,009	65,024	100.7	157.41	801
12	50	39,366	131,712	63,979	67,733	104.5	158.62	830
13	55	41,190	132,339	64,042	68,297	100.5	160.05	827
14	60	42,995	132,184	63,695	68,489	99.9	160.54	823
15	平成 2年	44,280	129,149	62,081	67,068	97.7	161.14	801
16	7	46,559	127,917	61,460	66,457	99.0	161.23	793
17	12	48,126	125,537	60,034	65,503	98.1	161.30	778
18	17	49,484	123,952	59,190	64,762	98.7	234.30	529

※昭和12年は寄留法による表示

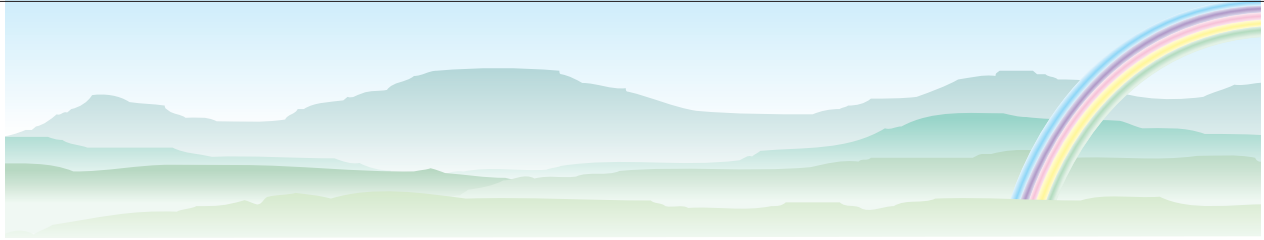
資料：国勢調査

■人口動態

年次	年増減数(人)	自然動態(人)			社会動態(人)		
		自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出
昭和63年	△541	354	1,283	929	△895	4,316	5,211
平成 元年	△88	375	1,263	888	△463	4,340	4,803
2	△375	201	1,198	997	△576	4,334	4,910
3	56	287	1,259	972	△231	4,474	4,705
4	△173	182	1,204	1,022	△355	4,395	4,750
5	△362	118	1,206	1,088	△480	4,135	4,615
6	△249	111	1,226	1,115	△360	4,128	4,488
7	△731	56	1,200	1,114	△787	3,934	4,721
8	△368	145	1,227	1,082	△513	4,004	4,517
9	△307	140	1,253	1,113	△447	3,864	4,311
10	△481	43	1,231	1,188	△524	3,866	4,390
11	△518	△2	1,191	1,193	△516	3,728	4,244
12	△574	59	1,182	1,123	△633	3,588	4,221
13	△258	66	1,172	1,106	△324	3,662	3,986
14	△687	△74	1,149	1,223	△613	3,635	4,248
15	△132	△125	1,119	1,244	△7	3,586	3,593
16	△337	△219	1,077	1,296	△118	3,349	3,467
17	△393	△236	1,073	1,309	△157	3,581	3,738
18	△303	△252	1,011	1,263	△51	3,683	3,734
19	△298	△191	1,150	1,341	△107	3,568	3,675
20	△303	△224	1,145	1,369	△79	3,311	3,390

※△は負の表示

資料提供：市民課



(5) 人口集中地区 (DID地区)

新居浜市におけるDID人口は、90,171人(平成17年国勢調査結果)であり、昭和35年と比べると1.31倍、ピークの平成7年と比べると0.96倍となっています。

DID面積は、昭和35年の13km²から増加を続けていましたが、平成12年の29,61km²をピークに平成17年には29,11km²となり、国勢調査開始後初めて減少となりました。

項目	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年	平成17年
人口(人)	68,790	71,647	83,652	79,317	81,187	84,538	88,062	93,930	91,822	90,171
面積(km ²)	13.00	14.30	21.10	22.90	24.50	25.70	27.40	29.60	29.61	29.11
人口密度(人/km ²)	5,292.0	5,010.0	3,964.5	3,463.6	3,313.8	3,289.4	3,213.9	3,177.6	3,101.0	3,097.6

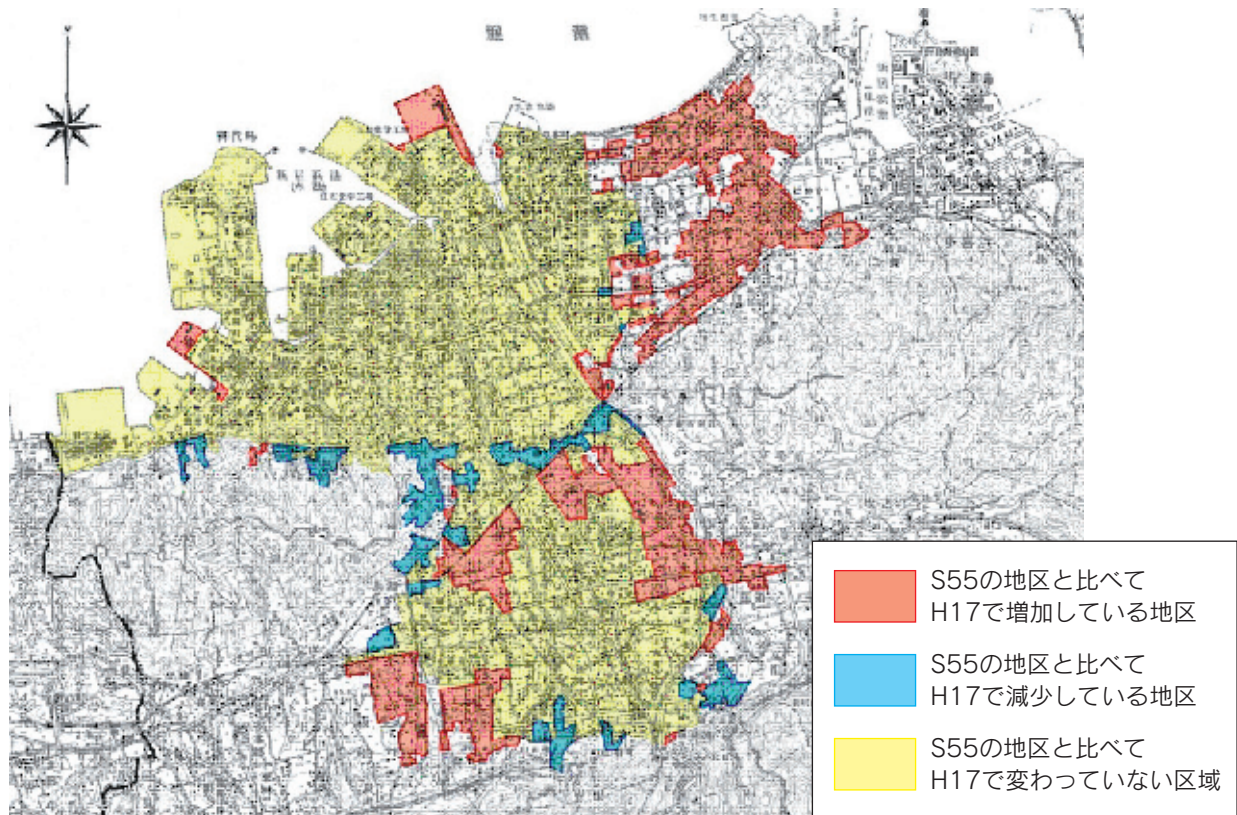
資料：国勢調査結果

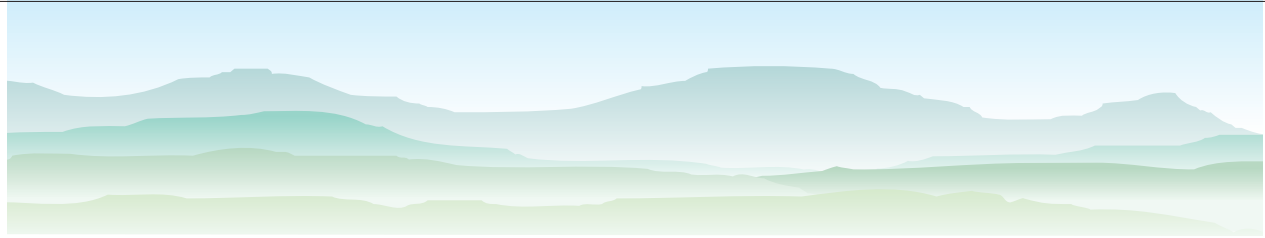
DID (Densely Inhabited Districtsの略) とは、人口集中地区のことで、国勢調査により設定される統計上の地区を意味しています。

市区町村の区域内で、人口密度が1km²当り4,000人以上の区域が連担し、人口が5,000人以上となる地区が該当します。

DIDは、都市的地域と農村的地域の区分や、市街地の規模を示す指標として用いられるほか、DIDに基づいた集計は、人口などの都市集中の実態把握や市街地の形成の度合いを示す基準として、都市計画や地域開発計画、交通計画、防犯・防災対策などで幅広く利用されています。

■人口集中地区の変遷図**





(6) 産業

①就業人口

新居浜市の産業は、住友系諸会社を核とした第二次産業(工業)を中心として発展してきました。しかしながら、近年では第一次及び第二次産業就業者人口の減少と、第三次産業就業者人口の増加が顕著になっています。昭和45年から平成17年の就業人口の動向をみると、本市の中心産業である製造業就業人口の減少が著しく、構成比をみても平成17年には、21.8%に低下しています。

一方、第三次産業就業人口はほぼ毎年増加しており、平成17年には、36,011人と64.3%を占めるに至りました。この現象は、社会、産業構造の変化を示していると考えられます。

■産業分類別人口の推移

年別	第一次産業			第二次産業			第三次産業						分類不能	合計
	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱水道業	運輸通信業	卸小売業 飲食店	金融 保険業 不動産業	サービス業	公務		
昭和45年	4,463	97	636	633	5,754	20,324	921	4,178	10,812	1,344	8,637	1,251	66	59,116
50	2,257	49	499	165	6,162	18,994	866	4,262	11,334	1,534	9,471	1,242	188	57,023
55	1,895	96	441	68	6,868	17,279	882	4,125	12,594	1,776	10,869	1,449	49	58,391
60	1,882	71	341	17	6,433	17,135	750	3,820	12,626	1,950	12,005	1,520	61	58,611
平成 2年	1,299	47	297	8	6,965	16,079	578	3,842	12,344	2,049	13,331	1,229	29	58,097
7	1,316	63	271	3	7,459	15,233	542	3,874	12,683	1,990	15,344	1,351	98	60,227
12	845	56	218	5	7,423	13,583	489	3,847	11,704	1,737	15,959	1,335	83	57,284

年別	第一次産業			第二次産業			第三次産業											左記以外	合計	
	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給水道業	情報通信業	運輸業	卸売小売業	金融保険業	不動産業	飲食店宿泊業	医療福祉	教育学習支援	複合サービス業	サービス業			公務
平成17年	970	48	158	2	6,430	12,216	398	377	3,087	9,722	1,211	348	2,240	6,879	2,263	524	7,669	1,293	189	56,024

資料：国勢調査結果

②工業

本市の工業は非鉄金属、化学、機械、電力等の重化学工業分野に属する大企業と、これらに関連した地場中小鉄工業によってその大部分が構成されています。

本市の平成19年現在の製造品出荷額は約8,317億円であり、県全体の19.2%を占めています。

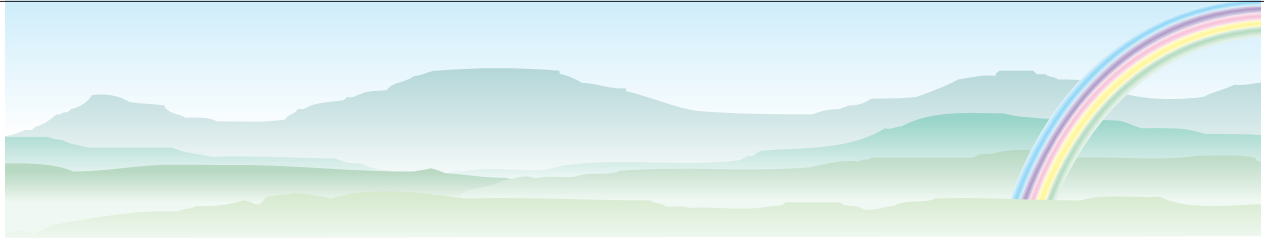
国・県の施策を積極的に活用し、本市で生産されている新素材を利用した新商品の開発、市場開拓生産システム等高度なシステムを構築していくための人材養成など、技術の高度化に積極的に取り組んでいます。

今後は、東予産業創造センターの活用による地域産業の高度化、自立化への支援を進めるとともに、多極型産業推進事業等による多様な産業集積の促進、中小企業振興条例等による雇用促進等に取り組みます。

■工業出荷額、事業所数、従業者数の推移

年別	工業出荷額(万円)	事業所数	従業者(人)
昭和45年	24,818,265	318	18,516
50	36,002,790	343	17,324
55	59,836,500	409	14,933
60	49,481,862	331	13,486
平成 2年	48,810,903	328	12,873
7	46,579,533	294	10,517
12	48,019,167	286	9,219
17	57,522,993	247	8,836
19	83,170,313	236	9,728

資料：工業統計調査



③商業

本市における商業は、住友企業及び関連企業の発展とともに自然発生的に形成されてきました。

しかし、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、人口の郊外分散化などの複合的要因により、既存商店街の空き店舗が増大し、商店あるいは商店街としての魅力、活力が衰退しつつあります。

平成19年においては、店舗数約1,500店、従業員数約10,000人、商業販売額は約2,943億円となっており、店舗数、従業員数、商業販売額のいずれも減少傾向にあります。

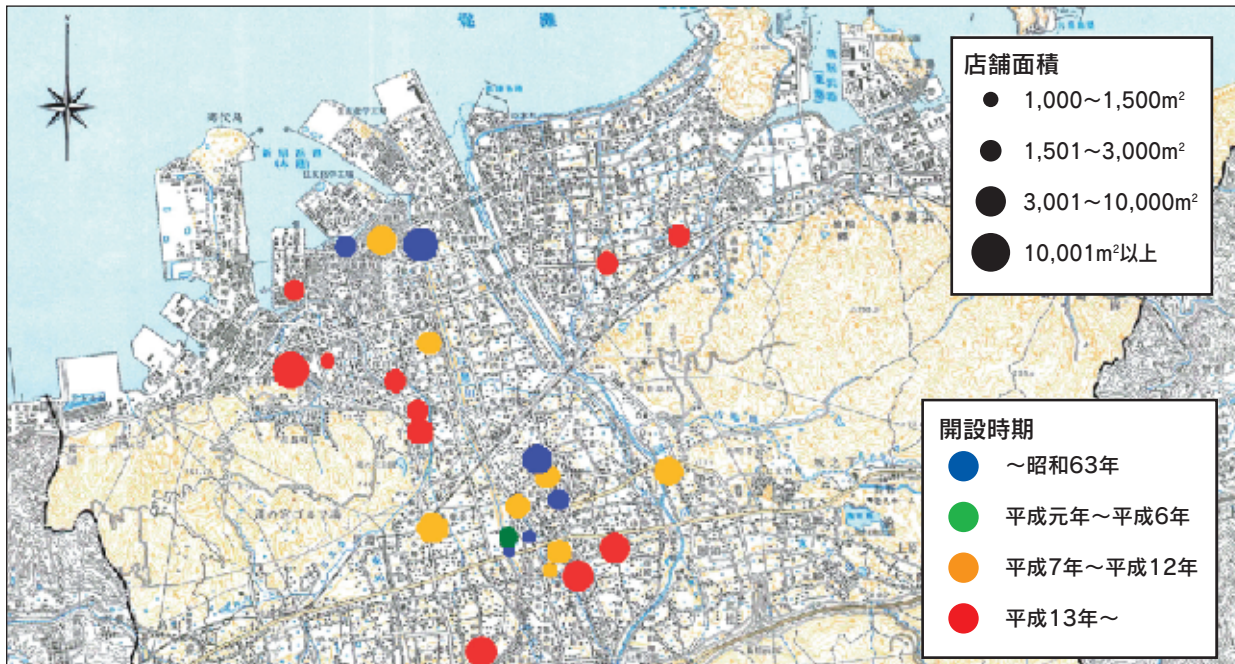
また、大店立地法の施行、新居浜駅前土地区画整理事業など、商店街を取り巻く環境の変化が一層進むものと予想されることから、平成11年3月に策定した「中心市街地活性化基本計画」に基づき、魅力ある商店街づくりを目指しています。

■店舗数、従業員数及び商業販売額の推移

年 別	店舗数	従業員 (人)	商業販売額 (百万円)
昭和45年	2,595	9,840	61,309
47	2,668	10,237	73,032
51	3,137	12,124	154,516
54	3,224	11,802	170,021
57	2,540	10,944	237,106
60	2,354	10,505	246,179
63	2,222	10,559	258,502
平成 3年	2,356	11,349	366,526
6	2,216	11,643	346,533
9	1,971	10,527	340,010
11	1,998	11,120	314,875
14	1,866	11,632	302,049
19	1,537	10,303	294,255

資料：商業統計調査

■大規模小売店舗の立地状況**





④農林水産業

■農業

平成17年の農業センサスによると、本市の農家戸数は1,896戸で、経営耕地面積は、646haであり、10年前の平成7年と比較するとそれぞれ16%、26%の減少となっています。

また、総農家数に対する比率では、専業農家数が12.6%、兼業農家数が28%となっています。

一方、種目別の経営耕地面積は、田が最も広く全体の54.6%を占めています。

■林業

本市の山林面積は、約16,625haで、そのうち人工林は約9,056ha、天然林は約6,206haであり、主要樹種は、ヒノキ、スギです。

森林資源造成のため伐採跡地にヒノキを主材木として計画的に造林を進めており、森林の持つ公益的機能の確保に配慮しながら、林業経営及び森林管理の改善並びに森林資源の開発を図るため、昭和62年度を初年度とする県営広域基幹林道開設事業等、各種の林道整備事業を継続実施しています。

■漁業

本市の漁業は、小型底びき網・サワラ流し網・船びき網・刺し網漁業等の小型漁船漁業が主体です。主な漁獲物はイワシ・アジ・カレイ・タチウオ・クロダイ・スズキ等です。

今後の水産振興を図るため、魚礁・つきいそによる漁場の造成、種苗の中間育成放流による水産資源の保護増殖、養殖漁業の推進、イワシ・エビ等の加工業を積極的に推進しています。



2 都市計画の決定状況

(1) 都市計画区域

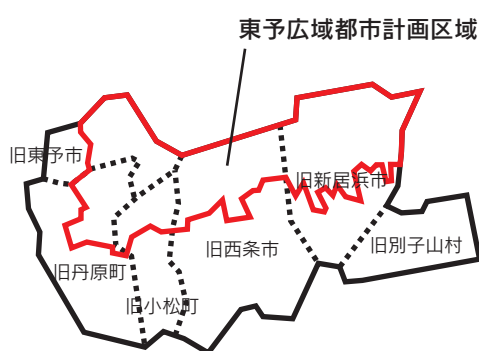
■都市計画区域決定の変遷

決定(変更)年月日	告示番号	指定面積	内 容
昭和 8年 12月 9日	内務省告示第 430号	500ha	都市計画法の適用指定 ※新居浜町
昭和10年 5月 4日	内務省告示第 316号	8,478ha	新居浜都市計画区域の指定 ※新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村
昭和27年 3月 31日	建設省告示第 323号	11,763ha	垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を追加
昭和31年 12月 24日	建設省公示第2,098号	16,910ha	新居浜市の全部、角野町の全部、宇摩郡土居町のうち、大字天満の全部
昭和48年 12月 28日	愛媛県告示第1,218号	9,910ha	東予広域都市計画区域の指定
平成21年 1月 13日	愛媛県告示第 57号	約9,998ha	新居浜都市計画区域の指定

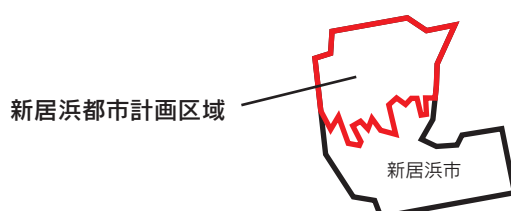
○昭和9～27年 個別の都市計画区域を指定

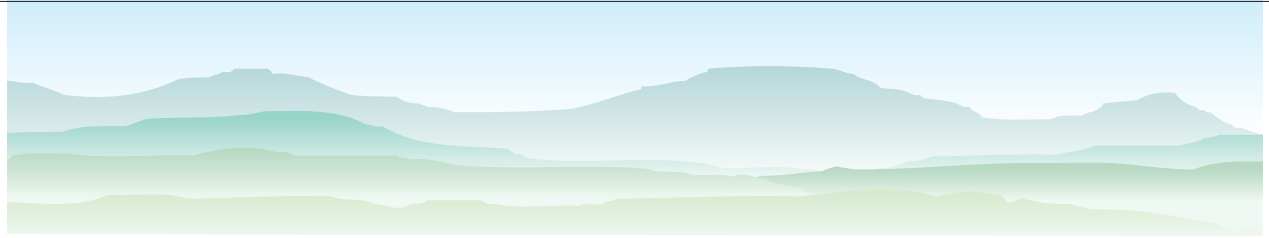


○昭和48年12月 東予広域都市計画区域指定



○平成21年1月 新居浜都市計画区域指定





(2) 地域地区

○用途地域

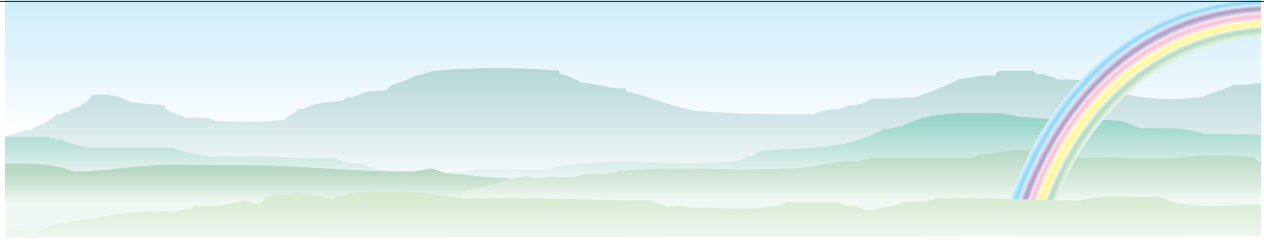
■用途地域決定の変遷

決定（変更）年月日	告示番号	内 容
昭和15年 4月 4日	内告第 163 号	用途地域の指定
昭和26年 5月 23日	建告第 430 号	社会経済情勢の変化による変更
昭和37年 3月 7日	建告第 433 号	社会経済情勢の変化による変更
昭和49年 1月 18日	県告第 51 号	市街化区域および市街化調整区域の決定による指定
昭和62年 5月 26日	県告第 750 号	第1回線引き見直しに伴う変更
平成 8年 5月 31日	県告第 775 号	法改正（用途地域の種別が8から12種類に増加）による変更
平成13年 7月 13日	市告第 58 号	第2回線引き見直しに伴う変更
平成15年 1月 10日	市告第 2 号	新居浜駅前土地区画整理事業に伴う変更
平成20年 10月 1日	市告第 114 号	社会経済情勢の変化による変更
平成21年 1月 13日	市告第 113 号	都市計画区域の変更に伴う都市計画の名称変更

■用途地域の都市計画決定状況

種 別	性 格	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居 専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域	52.8	2.09	40	60
		290.9	11.51	50	80
第一種中高層住居 専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域	345.3	13.67	60	200
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域	523.5	20.72	60	200
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域	87.5	3.46	60	200
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域	74.8	2.96	60	200
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便増進を図る地域	58.1	2.30	80	200
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域	201.2	7.96	80	400
準工業地域	主に軽工業等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域	72.3	2.86	60	200
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域	107.3	4.25	60	200
工業専用地域	もっぱら工業の業務の利便の増進を図る地域	713.1	28.22	60	200
計		2,526.8	100.00		

平成21年3月31日現在



○特定用途制限地域

■特定用途制限地域決定の変遷

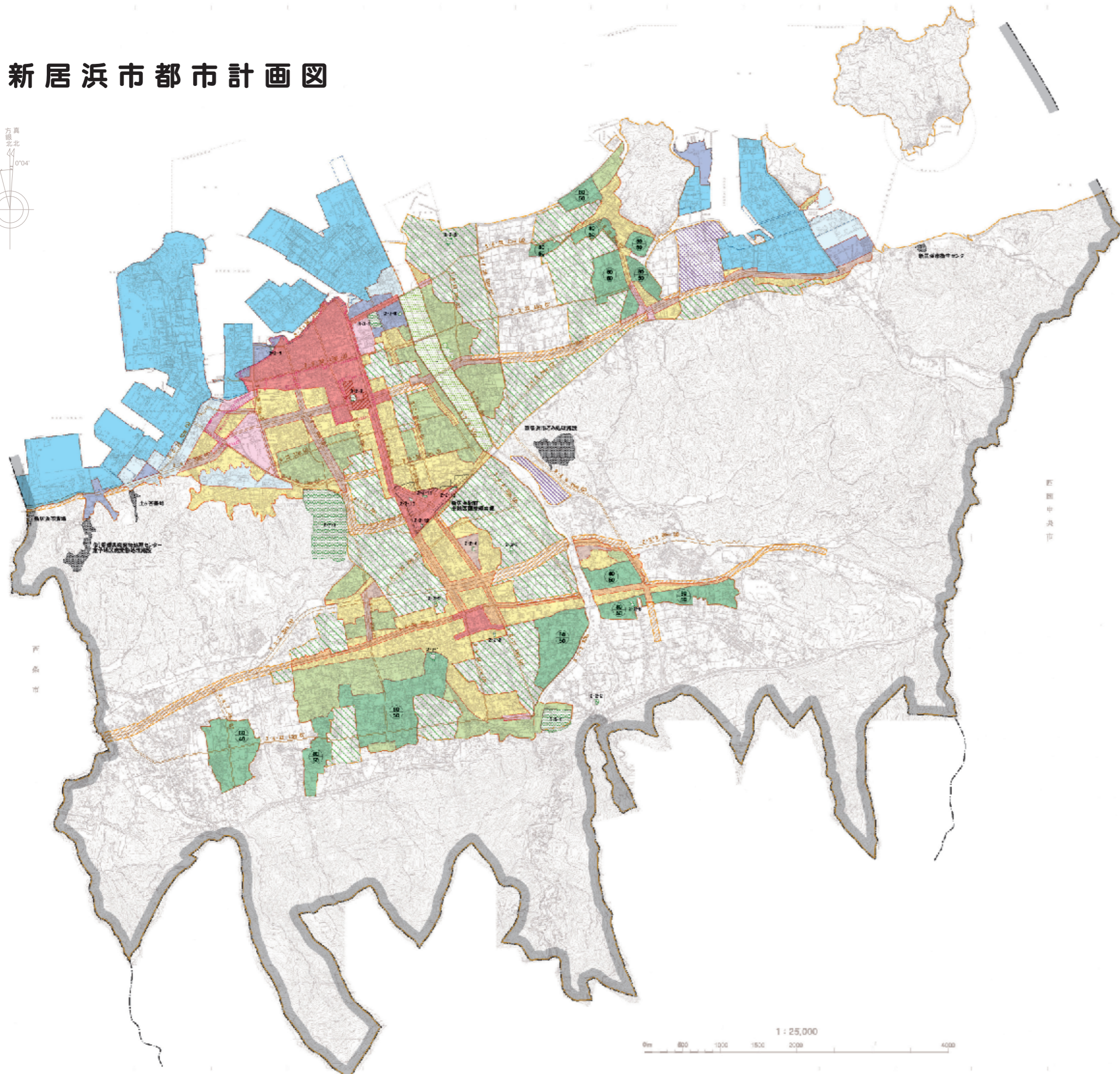
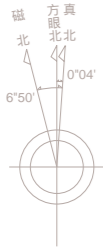
決定（変更）年月日	告示番号	内 容
平成16年 5月 14日	市告第 84号	特定用途制限地域の指定
平成20年 10月 1日	市告第115号	都市の発展と産業の振興、秩序ある沿道環境の形成を図るための変更
平成21年 1月 13日	市告第164号	都市計画区域の変更に伴う都市計画の名称変更

■特定用途制限地域の都市計画決定状況

種 別	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
市街地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の店舗・事務所 宿泊施設、運動施設、娯楽施設 一定規模以上の車庫、倉庫 自動車修理工場 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場、やや多い工場、多い工場 	830	11.11	60	200
幹線道路沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業施設及び一定規模以上の劇場等 一定規模以上の自動車修理工場 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場、多い工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 	130	1.74	60	200
田園居住地区	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な事務所、店舗 大規模な宿泊施設、運動施設 娯楽施設及び風俗営業施設 一定規模以上の車庫、倉庫 一定規模以上の自動車修理工場 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場、多い工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 	6,445	86.27	60	200
産業居住地区	<ul style="list-style-type: none"> 一定の風俗営業施設 危険性や環境を悪化させる恐れが多い工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 	66	0.88	60	200
計		7,471	100.00		

平成21年3月31日現在

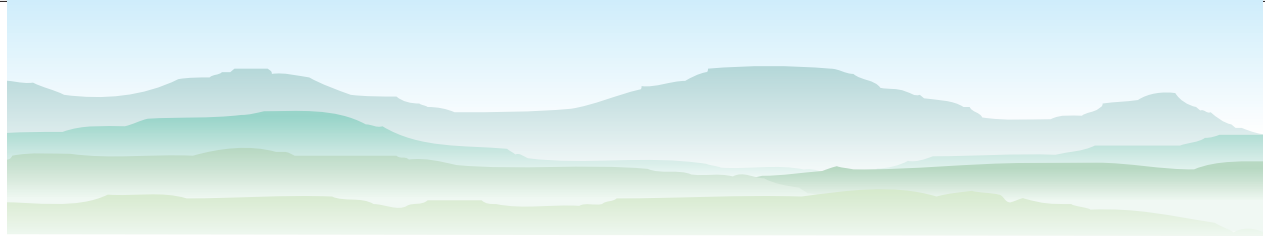
新居浜市都市計画図



路線番号	路線名	車線数	巾(m)
3-2-1	新居浜駅港町線	2,6	18~32
3-2-2	新居浜バイパス線	4	30~47
3-4-3	駅前滝の宮線	2	20
3-4-4	西町中村線	2	18~20
3-4-5	磯浦阿島線	4	20~29
3-4-6	駅前郷線	2	16
3-4-7	岸の下目の上線	2	16
3-4-8	平形外山線	2	16
3-4-9	郷松の端線	2	16
3-4-10	下中村松木線	2	16
3-4-11	上部東西線	2	16
3-5-12	新居浜駅菊本線	2	15
3-5-13	大江橋高木線	2	15
3-5-14	磯浦新田線	2	12
3-5-15	新田高木線	2	15~18
3-5-16	河内町港町線	2	15~18
3-6-17	駅裏中筋線	2	11
3-6-18	高木中筋線	2,4	11~22,2
3-6-19	沢津桜木線	2	11
3-6-20	宇高西筋線	2	11
3-6-21	港町松神子線	2	11~16
3-6-22	西原松神子線	2	11~15
3-6-23	前田庄内線	2	11
3-6-24	高木庄内線	2	11
3-6-25	上泉萩生線	-	11
3-5-26	庄内坂井線	2	13~16
8-7-1	滝の宮公園	-	2~20
8-7-2	中央環状線	-	3.5
1	国領川緑地	-	3.5

番号	名称
2-2-1	土橋公園
2-2-2	新田公園
2-2-3	喜光地公園
2-2-4	瀬戸児童公園
2-2-5	中須賀公園
2-2-6	新須賀公園
2-2-7	寿公園
2-2-8	船木公園
2-2-9	西喜光地公園
2-2-10	駅前1号公園
2-2-11	駅前2号公園
2-2-12	駅前3号公園
2-2-13	駅前4号公園
3-3-1	新居浜公園
3-2-2	中央公園
3-2-3	松の木公園
5-5-1	山根公園
7-7-1	滝の宮公園
1	国領川緑地

都市計画区域	行政区域
第一種低層住居専用地域 (容積率 60, 建ぺい率 40)	第一種中高層住居専用地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
第一種住居地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)	第二種住居地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
準住居地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)	近隣商業地域 (容積率 200, 建ぺい率 80)
商業地域 (容積率 400, 建ぺい率 80)	準工業地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
工業地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)	工業専用地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
特定用途制限地域	形態規制
市街地周辺地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)	幹線道路沿道地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)
田園居住地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)	産業居住地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)
準防火地域	臨港地区
都市計画道路	都市計画公園
都市計画緑地	一団地の官公庁施設
その他の施設	土地区画整理事業



○準防火地域

■準防火地域の都市計画決定状況

防火地域面積 (ha)	準防火地域面積 (ha)	決定(変更)年月日	告示番号
—	114	昭和26年 5月23日	建告第434号

○臨港地区

■臨港地区の都市計画決定状況

名 称	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	備 考
東予臨港地区 ※新居浜市分のみ	185.8ha	昭和45年11月 4日	県告第1,054号	当初決定
	185.8ha	平成14年 3月 1日	県告第 459号	西条市における変更
	275.9ha	平成19年 2月20日	県告第 269号	埋立地の追加及び 港湾施設の整備に伴う変更
	275.9ha	平成21年 1月13日	県告第 62号	都市計画区域の変更に伴う 都市計画の名称変更
新居浜臨港地区	約10.5ha	昭和40年 3月24日	建告第 751号	当初決定
	約203.3ha	昭和45年11月 4日	県告第1,058号	港湾施設の整備に伴う変更
	約412.3ha	平成18年 3月 7日	県告第 327号	エリアの見直し及び 埋立地の追加による変更
	約412.3ha	平成21年 1月13日	県告第 62号	都市計画区域の変更に伴う 都市計画の名称変更

■新居浜港湾計画

●新居浜港の沿革・現況

新居浜港は、別子銅山の開坑以来、銅の積み出し、物資搬入の拠点として発展してきました。

昭和8年には住友金属鉱山株式会社による大規模な築港がなされ、船舶数の増加や大型化に対処できるようになり、現在の臨海部コンビナートの基礎が築かれました。

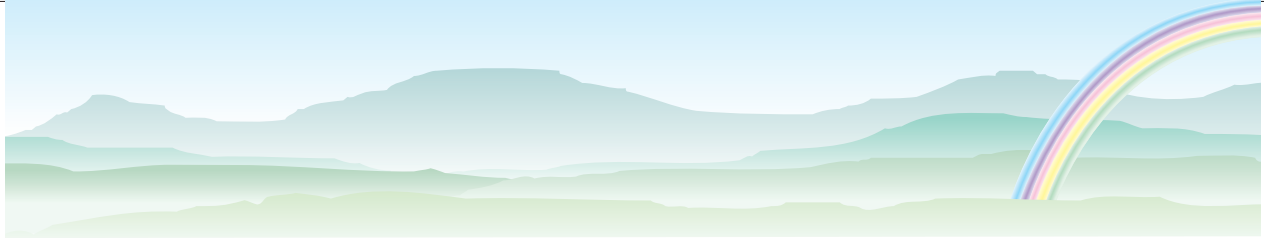
昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には港湾管理者として新居浜市を設立母体とした港務局が設立されました。

新居浜港本港地区は工業港としての性格から、市民にとってはなじみの薄い港でしたが、昭和48年度から整備が進められている東港地区は、フェリーの就航により旅客扱い数が飛躍的に増加しており、港湾計画では、市民港として海洋レクリエーション構想と整合したアメニティの高い港湾空間の創出を目指しています。

具体的には、海洋レクリエーション増大に対応するために新居浜マリーナを建設し、平成8年4月のハーバー施設の供用を経て、平成17年4月には背後の緑地も完成し、完全供用を開始しています。

■港湾区域（昭和44年10月1日新居浜港務局告示第7号）

御代島三角点（北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒）から0度に引いた線、大島虎崎から270度、3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。ただし、漁港法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。



●港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行いました。

平成11年7月に改訂した港湾計画では、経済のグローバル化による物流需要の増大や、コンテナ化をはじめとした輸送革新に対応した物流機能のより一層の強化・充実を図るとともに、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模地震時の防災機能構築等を基本方針としています。

■平成11年7月に位置付けられた港湾施設の概要

本港地区			東港地区		
岸壁	水深 12m 1バース (延長240m)		岸壁 (耐震)	水深 7.5m 1バース (延長130m)	
泊地	水深12m 面積10.3ha		岸壁	水深 5.5m 1バース (延長100m)	
防波堤	延長300m				泊地
ふ頭用地	6.0ha		ふ頭用地	2.7ha	
港湾関連用地	3.4ha				
交通機能用地	1.2ha				
廃棄物処理用地	5.3ha				

★新居浜マリーナ (愛称：マリンパーク新居浜)

■マリーナの施設概要

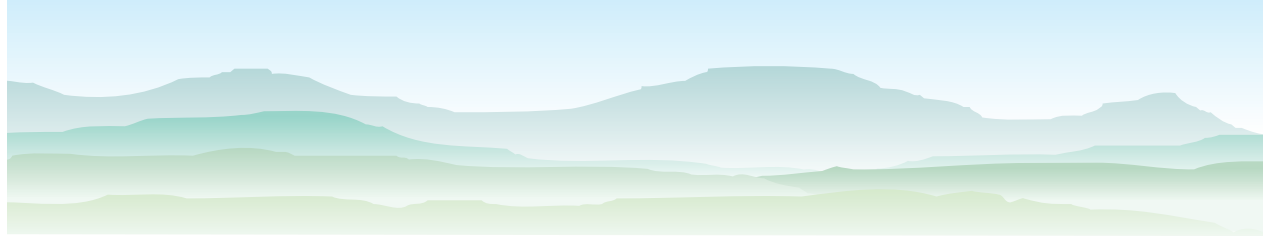
施設名	概要
物揚場	水深2~3m 延長250m
浮棧橋	3基
船揚場	延長55m
防波堤	延長550m
クラブハウス	1棟
修理棟	1棟

■緑地の施設概要

施設名	敷地面積	供用開始年月日
人工海浜	延長300m	平成 8年 4月
キャンプ場	12,300㎡	平成16年 4月
ふれあい広場	3,900㎡	平成16年 4月
イベント広場	4,200㎡	平成13年 4月
多目的広場	24,900㎡	平成11年 4月
親水護岸	4,200㎡	平成12年 4月
休息緑地	3,000㎡	平成17年 4月
駐車場・駐輪場ほか	13,300㎡	平成14年 3月

■マリンパーク新居浜全景



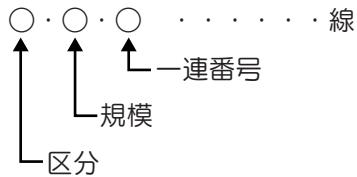


(3) 都市施設

○道路

都市計画道路の名称は、番号及び路線名で次のように付けられています。

(例) 3・2・1 新居浜駅港町線



■区分

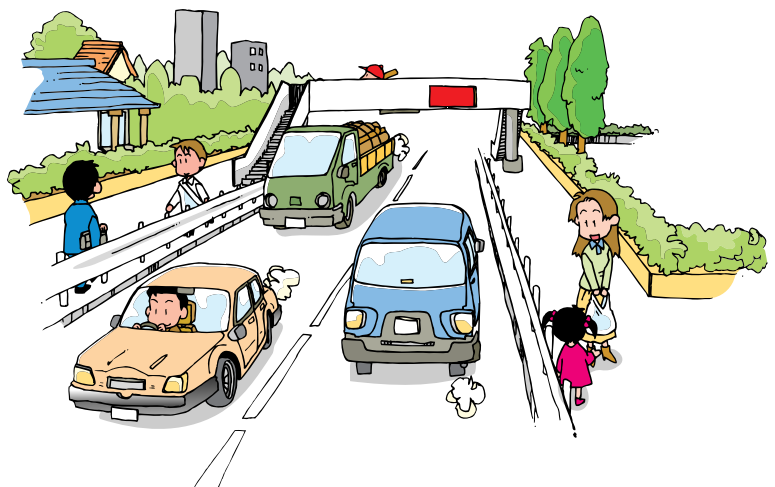
区分番号	道路種別	内 容
1	自動車専用道路	都市高速道路・都市間高速道路・一般自動車専用道路等もっぱら自動車の交通の用に供する道路。
3	幹線街路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地区・工業地区・業務地区等の相互間の交通を主として受けもち、当該地区に発生または集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
7	区画街路	近隣住区等の地区内の利用に供するための道路。
8	特殊街路	①もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路。
9		②もっぱら都市モノレール等の交通の用に供する道路。
10		③主として路面電車の交通の用に供する道路。

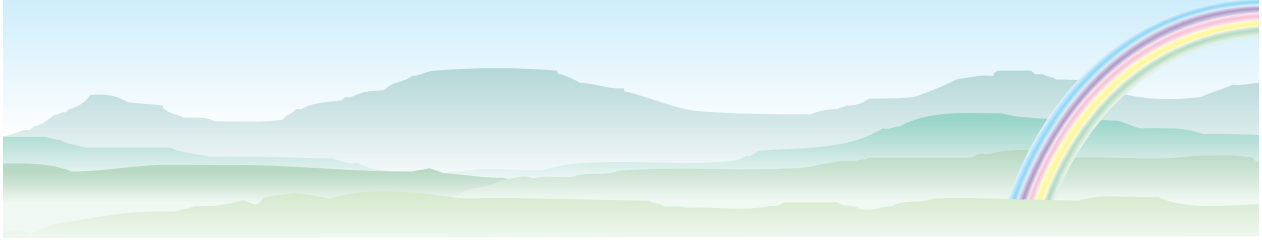
■規模

規模番号	幅 員
1	40m 以上
2	30m 以上 40m 未満
3	22m 以上 30m 未満
4	16m 以上 22m 未満
5	12m 以上 16m 未満
6	8m 以上 12m 未満
7	8m 未満

■一連番号

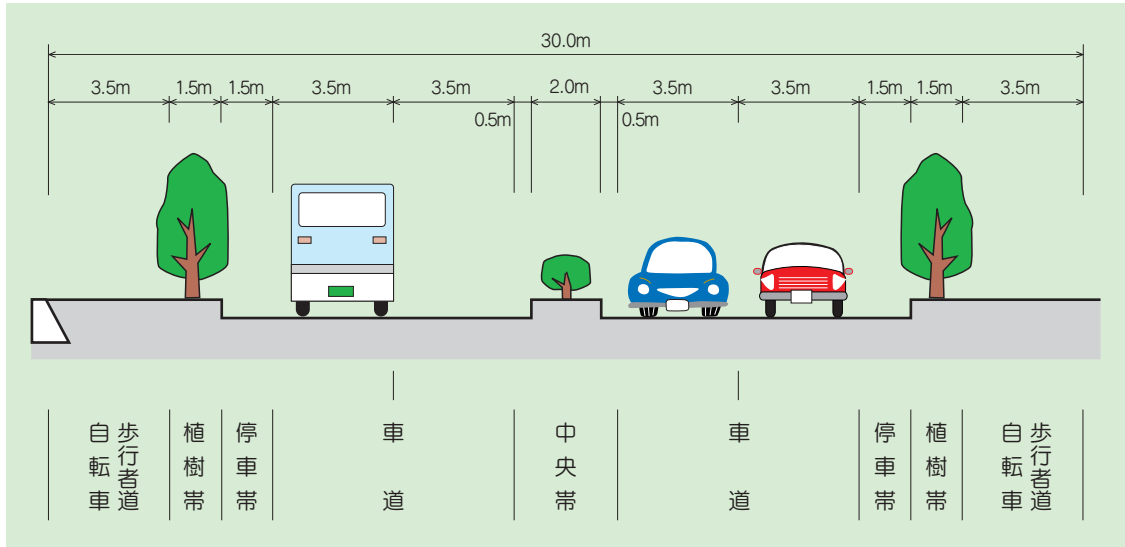
都市計画区域ごとに区分ごとの一連番号を付けています。



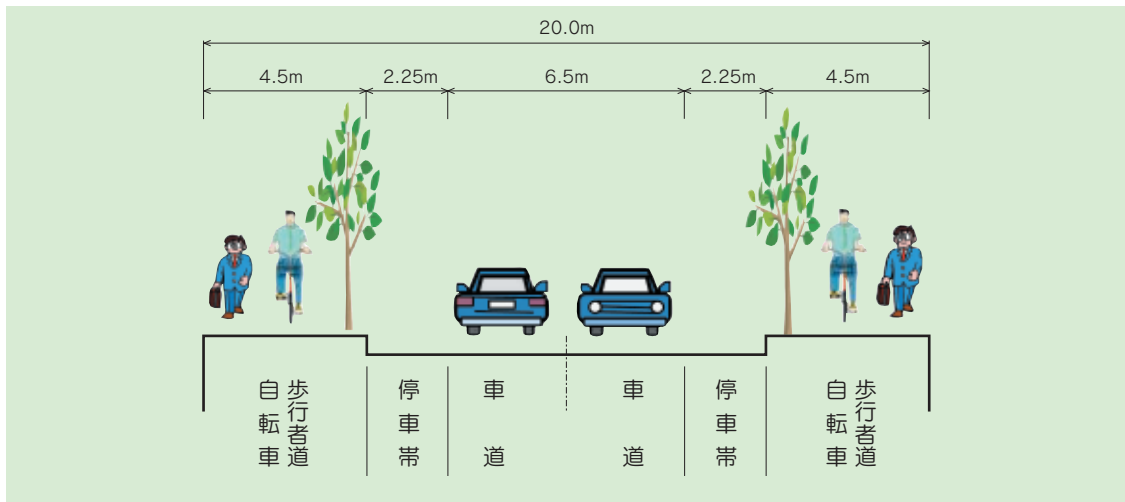


■ 道路の構造

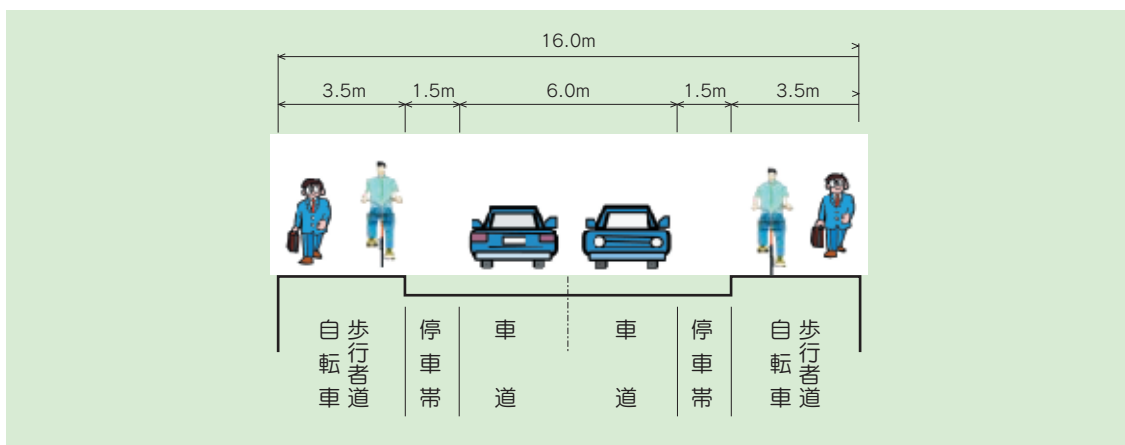
・国道11号新居浜バイパス(標準断面)



・幅員20mの道路



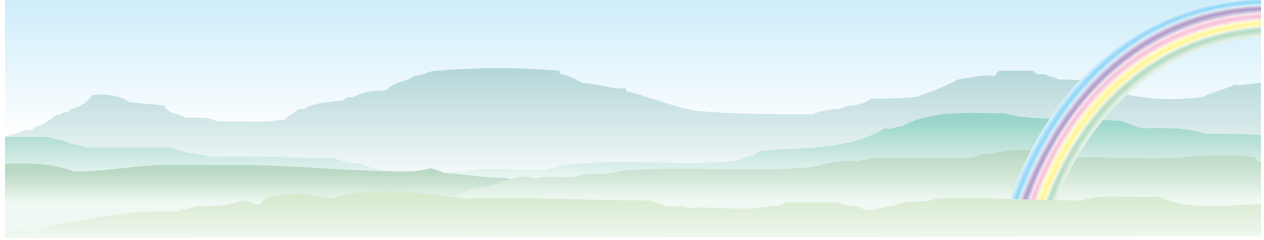
・幅員16mの道路



■ 都市計画道路の決定状況

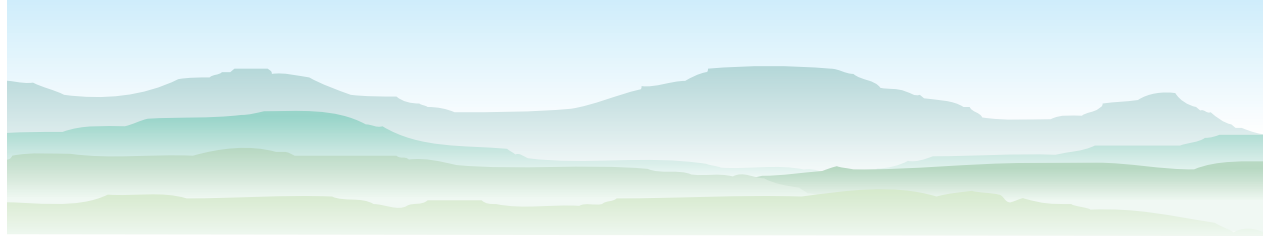
平成21年3月31日現在

街路番号			街路名称	都市計画決定						改良済延長(m)	
区分	規模	番号		起点	終点	延長(m)	幅員(m)	車線数	決定年月日		告示番号
3	2	1	新居浜駅港町線	新居浜市坂井町二丁目 ただし、 起点 3・6・21号との交差点	新居浜市港町 3・6・18号との交差点 終点	3,220 620 390	32 27 18~25	6	S14. 5. 5(決) S18. 3.31(変) S29.12.21(変) S50. 8.12(変) S60. 8.20(名) H 9. 8.19(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 419号 建告第 1,642号 県告第 835号 県告第 1,056号 県告第 1,084号 県告第 961号 県告第 64号	3,148
3	2	2	※当初決定は 新屋敷船木線 安井船木線 ※H21.1.13付 けで名称及び 起点を変更	小松町大字安井字久保田 ただし、 小松町新屋敷 西条市氷見 西条市禎瑞 西条市飯岡 新居浜市西喜光地町	新居浜市船木字下長野 東予市玉之江 西条市禎瑞 西条市古川 西条市飯岡 新居浜市星原町	31,340 470 540 880 410 920	30 25 25 26 25 47	4	S26. 5.23(決) S31. 5. 7(変) S40. 3.24(変) S41. 9. 2(変) S44. 4.24(変) S52. 5. 4(変) S54. 8.21(変) S60. 8.20(変) H 3.12.17(変) H13. 5.15(変)	建告第 433号 建告第 826号 建告第 755号 建告第 3,075号 建告第 1,624号 県告第 515号 県告第 1,050号 県告第 1,058号 県告第 1,759号 県告第 962号	4,177
			新居浜 バイパス線	新居浜市大生院字広坪 ただし、 新居浜市西喜光地町	新居浜市船木字下長野 新居浜市星原町	9,930 920	25~40 47		H21. 1.13(名)	県告第 64号	
3	4	3	駅前滝の宮線	新居浜市坂井町二丁目	新居浜市滝の宮町	1,150	20	2	S14. 5. 5(決) S29.12.21(変) S60. 8.20(変) H 9. 8.19(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 建告第 1,642号 県告第 1,059号 県告第 1,085号 県告第 963号 県告第 64号	1,145
3	4	4	西町中村線	新居浜市西町 ただし 起点 新居浜市横水町	新居浜市中村四丁目 3・5・15号との交差点 3・2・2号との交差点	5,440 1,910 390	20 18 15.3~25.3	2	S14. 5. 5(決) S22. 2. 4(変) S29.12.21(変) S60. 8.20(変) H13. 5.15(変) H19.12.18(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 17号 建告第 1,642号 県告第 1,060号 県告第 964号 県告第 1,894号 県告第 64号	2,263
3	4	5	船屋阿島線 ※H21.1.13付 けで名称及び 起点を変更	西条市船屋字西山越 ただし 起点 3・5・14号との交差点 8・7・ 2号との交差点 3・6・21号との交差点	新居浜市阿島字三喜一番浜 3・5・14号との交差点 3・5・15号との交差点 8・7・ 1号との交差点 終点	14,790 5,210 970 260 2,720	22 29 22 22 22	4	S14. 5. 5(決) S24. 3.31(変) S26. 3.31(変) S29.12.21(変) S44. 5.20(変) S47.10.31(変) S60. 8.20(変) H 2. 3.30(変) H 3.11.22(変) H13. 5.15(変) H14.12.27(変)	内告第 351号 建告第 406号 建告第 435号 建告第 1,642号 建告第 2,083号 県告第 1,008号 県告第 1,061号 県告第 560号 県告第 1,633号 県告第 965号 県告第 2,077号	11,400
			磯浦阿島線	新居浜市磯浦町	新居浜市阿島二丁目	11,400	20	4	H21. 1.13(名)	県告第 64号	
3	4	6	駅前郷線	新居浜市坂井町二丁目 ただし、 橋梁幅員 起点	新居浜市郷二丁目 (城下橋) 3・5・12号との交差点	2,890 160 120	16 22 20	2	S14. 5. 5(決) S18. 3.31(変) S29.12.21(変) S60. 8.20(変) H 9. 8.19(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 419号 建告第 1,642号 県告第 1,062号 県告第 1,086号 県告第 966号 県告第 64号	2,072
3	4	7	岸の下旦の上線	新居浜市萩生字岸の下	新居浜市萩生字旦の上	1,330	16	2	S60. 8.20(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第 1,066号 県告第 967号 市告第 165号	-



平成21年3月31日現在

街路番号			街路名称	都市計画決定							改良済延長(m)
区分	規模	番号		起点	終点	延長(m)	幅員(m)	車線数	決定年月日	告示番号	
3	4	8	平形外山線	新居浜市平形町 ただし、 3・6・24号との交差点	新居浜市外山町 新居浜市城下町	3,440 430	16 12.8~26.8	2	S14. 5. 5(決) S29.12.21(変) S60. 8.20(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 建告第 1,642号 県告第 1,063号 県告第 968号 市告第 165号	786
3	4	9	郷松の端線	新居浜市郷一丁目 ただし、 3・4・6号との交差点	新居浜市船木字松の端 新居浜市郷	3,700 330	16 13.8~27.8	2	S60. 8.20(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第 1,067号 県告第 969号 県告第 64号	1,186
3	4	10	下泉中村松木線	新居浜市下泉町二丁目	新居浜市中村松木二丁目	2,130	16	2	S14. 5. 5(決) S29.12.21(変) S60. 8.20(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 建告第 1,642号 県告第 1,064号 県告第 970号 市告第 165号	330
3	4	11	上部東西線	新居浜市西連寺町二丁目	新居浜市大生院字岸影	4,970	16	2	S60. 8.20(決) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	県告第 1,068号 県告第 971号 市告第 165号	2,083
3	5	12	新居浜駅菊本線	新居浜市坂井町二丁目 ただし、 起点	新居浜市菊本町一丁目 3・6・24号との交差点	2,910 730	15 16	2	S14. 5. 5(決) S29.12.21(変) S60. 8.20(変) H 3.11.22(変) H 9. 8.19(変) H13. 5.11(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 建告第 1,642号 市告第 47号 市告第 44号 市告第 47号 市告第 43号 市告第 165号	2,600
3	5	13	大江橋高木線	新居浜市港町	新居浜市高木町	2,100	15	2	S14. 5. 5(決) S22. 2. 4(変) S29.12.21(変) S60. 8.20(名) H13. 5.11(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 17号 建告第 1,642号 市告第 47号 市告第 43号 市告第 165号	290
3	5	14	磯浦新田線	新居浜市磯浦町 ただし、 新居浜市新田町三丁目	新居浜市新田町一丁目 新居浜市新田町三丁目	1,750 200	12 15~17	2	S14. 5. 5(決) S22. 2. 4(変) S26. 3.31(変) S29.12.21(変) S51.11. 4(変) S60. 8.20(名) H 2. 3.30(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 17号 建告第 435号 建告第 1,642号 市告第 44号 建告第 1,056号 県告第 561号 県告第 972号 県告第 64号	1,750
3	5	15	新田高木線	新居浜市新田町三丁目 ただし、 起点 3・4・4号との交差点	新居浜市高木町 3・4・5号との交差点 終点	2,820 480 630	15 16 18	2	S14. 5. 5(決) S29.12.21(変) S43.10. 4(変) S60. 8.20(名) H 3.11.22(変) H13. 5.11(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 建告第 1,642号 建告第 2,968号 市告第 47号 市告第 45号 市告第 43号 市告第 165号	2,340
3	5	16	河内町港町線	新居浜市河内町 ただし、 3・4・4号との交差点	新居浜市港町 終点	3,040 880	15 18	2	S14. 5. 5(決) S22. 2. 4(変) S29.12.21(変) S43.10. 4(変) S60. 8.20(名) H 2. 3.30(変) H13. 5.15(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 17号 建告第 1,642号 建告第 2,968号 県告第 1,056号 県告第 562号 県告第 973号 県告第 64号	2,680
3	6	17	駅裏中筋線	新居浜市坂井町三丁目 なお、新居浜市坂井町三丁目地内に 約3,200㎡の交通広場を設ける。	新居浜市中筋町一丁目	2,900	11	2	S14. 5. 5(決) S29. 3.31(変) S29.12.21(変) S60. 8.20(名) H13. 5.11(変) H21. 1.13(名)	内告第 351号 内告第 805号 建告第 1,642号 市告第 47号 市告第 43号 市告第 165号	2,900

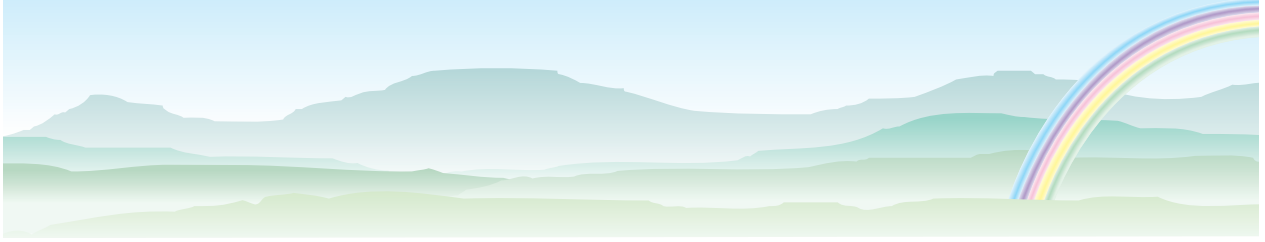


平成21年3月31日現在

街路番号			街路名称	都市計画決定							改良済延長(m)
区分	規模	番号		起点	終点	延長(m)	幅員(m)	車線数	決定年月日	告示番号	
3	6	18	高木中筋線	新居浜市高木町	新居浜市中筋町一丁目	3,970	11	2	S14. 5. 5(決)	内告第 351号	2,550
				ただし、					S29.12.21(変)	建告第 1,642号	
				起点	新居浜市坂井町一丁目	590	20		S40. 8.26(変)	建告第 2,463号	
				新居浜市坂井町一丁目	新居浜市松木町	310	20~22.2		S53. 8.15(変)	県告第 894号	
			新居浜市松木町	3・6・25号との交差点	1,030	20		S60. 8.20(名)	県告第 1,056号		
								H13. 5.15(変)	県告第 974号		
								H21. 1.13(名)	県告第 64号		
3	6	19	沢津桜木線	新居浜市沢津二丁目	新居浜市桜木町	1,220	11	2	S29.12.21(決)	建告第 1,642号	-
									S60. 8.20(名)	市告第 47号	
									H13. 5.11(変)	市告第 43号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
3	6	20	宇高西筋線	新居浜市宇高町四丁目	新居浜市宇高町一丁目	1,780	11	2	S14. 5. 5(決)	内告第 351号	-
									S29.12.21(変)	建告第 1,642号	
									S60. 8.20(変)	市告第 47号	
									H13. 5.15(変)	市告第 43号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
3	6	21	港町松神子線	新居浜市港町	新居浜市松神子二丁目	4,980	11	2	S14. 5. 5(決)	内告第 351号	3,190
			ただし、						S29.12.21(変)	建告第 1,642号	
			橋梁幅員	(新高橋)	310	9			S60. 8.20(変)	県告第 1,057号	
			新居浜市八幡二丁目	終点	1,790	16			H13. 5.15(変)	県告第 975号	
									H21. 1.13(名)	県告第 64号	
3	6	22	西原松神子線	新居浜市西原町三丁目	新居浜市松神子一丁目	5,480	11	2	S14. 5. 5(決)	内告第 351号	150
			ただし、						S29.12.21(変)	建告第 1,642号	
			起点	3・5・12号との交差点	2,210	15			S60. 8.20(変)	市告第 47号	
			橋梁幅員	(敷島橋)	320	9			H13. 5.11(変)	市告第 43号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
3	6	23	前田庄内線	新居浜市前田町	新居浜市庄内町二丁目	2,520	11	2	S14. 5. 5(決)	内告第 351号	-
									S29.12.21(変)	建告第 1,642号	
									S60. 8.20(名)	市告第 47号	
									H 2. 3.30(変)	市告第 18号	
									H13. 5.11(変)	市告第 43号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
3	6	24	高木庄内線	新居浜市高木町	新居浜市庄内三丁目	1,090	11	2	S29.12.21(決)	建告第 1,642号	-
									S43.10. 4(変)	建告第 2,968号	
									S60. 8.20(名)	市告第 47号	
									H13. 5.11(変)	市告第 43号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
3	6	25	上泉菘生線	新居浜市上泉町	新居浜市菘生字岸ノ下	4,490	11	-	S29.12.21(決)	建告第 1,642号	-
									S53. 8.15(変)	県告第 894号	
									S60. 8.20(変)	県告第 1,065号	
3	5	26	庄内坂井線	新居浜市庄内町五丁目	新居浜市坂井町	670	13	2	H 9. 8.19(決)	市告第 47号	373
									H13. 5.11(変)	市告第 43号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
幹線街路 計						91,320					47,413
8	7	1	中央環状線	新居浜市新須賀町四丁目 地先河川敷	新居浜市一宮町二丁目	6,230	2	-	S49. 5.23(決)	市告第 20号	3,945
									S58. 9.22(変)	市告第 30号	
									H 9. 8.19(変)	市告第 47号	
									H21. 1.13(名)	市告第 165号	
8	7	2	新須賀山根線	新居浜市新須賀町四丁目 地先河川敷	新居浜市北内町四丁目	6,480	3.5	-	S49. 5.23(決)	市告第 20号	1,641
									S58. 9.22(変)	市告第 30号	
						6,480			H21. 1.13(名)	市告第 165号	
特殊道路 計						12,710					5,586
全体 計						104,030					52,999

進捗率	平成21年3月31日現在
幹線街路	51.9%
特殊道路	43.9%
全体(幹線+特殊)	50.9%

(注釈) 改良済延長は、道路課街路台帳より作成



2 資料編



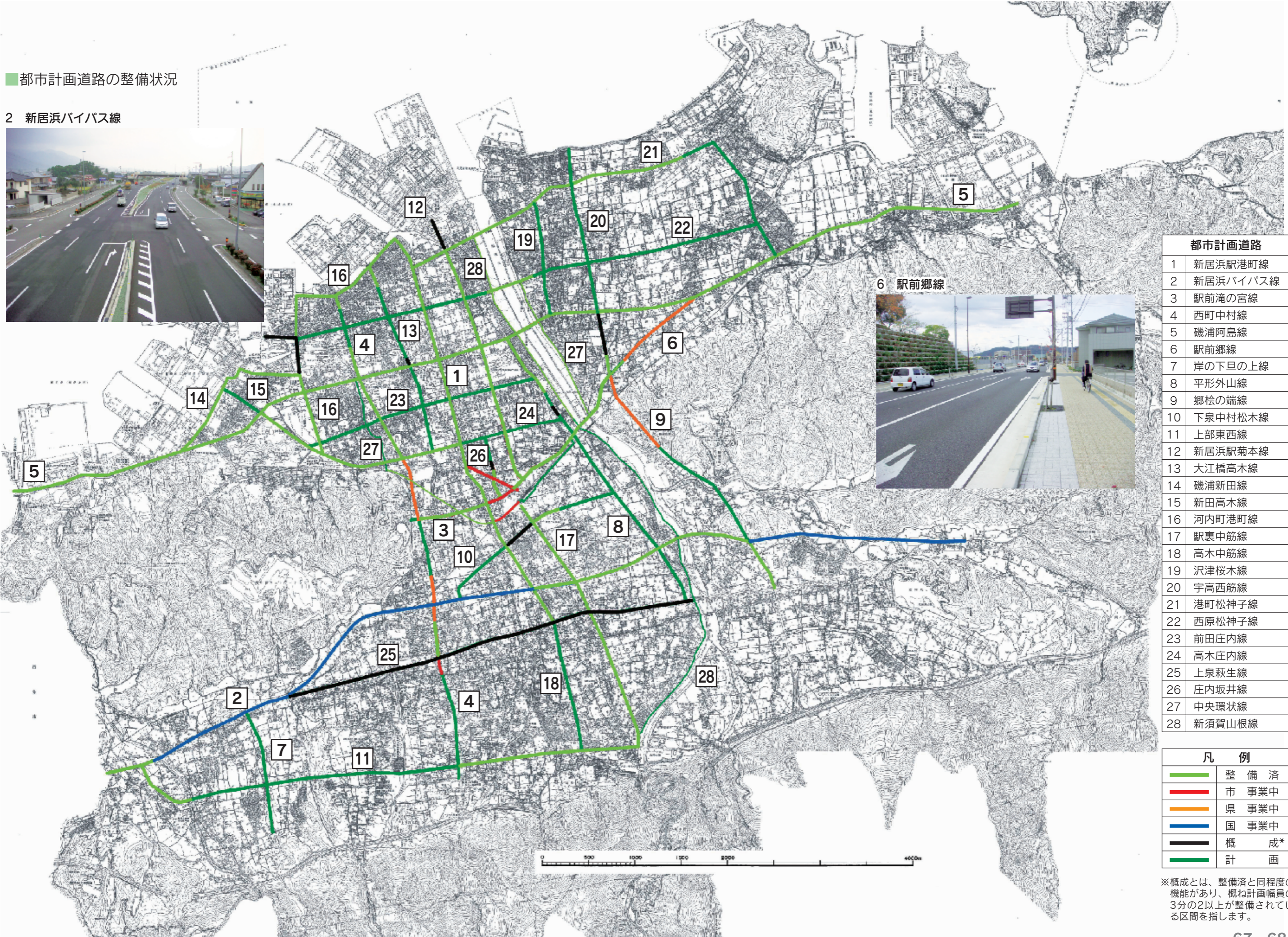
「未来のにはま(新居浜駅前)」

■ 都市計画道路の整備状況

2 新居浜バイパス線



6 駅前郷線



都市計画道路	
1	新居浜駅港町線
2	新居浜バイパス線
3	駅前滝の宮線
4	西町中村線
5	磯浦阿島線
6	駅前郷線
7	岸の下旦の上線
8	平形外山線
9	郷松の端線
10	下泉中村松木線
11	上部東西線
12	新居浜駅菊本線
13	大江橋高木線
14	磯浦新田線
15	新田高木線
16	河内町港町線
17	駅裏中筋線
18	高木中筋線
19	沢津桜木線
20	宇高西筋線
21	港町松神子線
22	西原松神子線
23	前田庄内線
24	高木庄内線
25	上泉菘生線
26	庄内坂井線
27	中央環状線
28	新須賀山根線

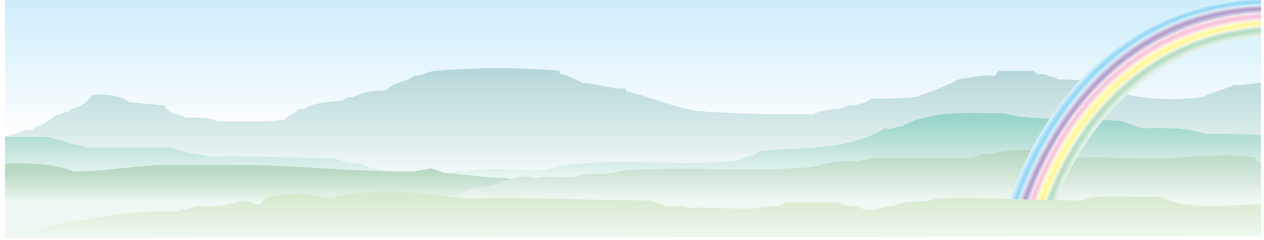
凡 例	
	整備済
	市事業中
	県事業中
	国事業中
	概成*
	計画

※概成とは、整備済と同程度の機能があり、概ね計画幅員の3分の2以上が整備されている区間を指します。

○公園・緑地

種 類		種 別	内 容
基 幹 公 園	住区基幹公園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1カ所当たり面積2haを標準として配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1カ所当たり面積4haを標準として配置する。また都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園（特定地区公園）で地域の状況に応じ1カ所当たり面積おおむね4ha以上として配置する。
	都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特 殊 公 園	風 致 公 園	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置する。	
	歴 史 公 園	史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓 園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。	
	そ の 他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。	
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1カ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様な選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全面積1,000ha、うち都市計画公園500haを標準として配置する。	
緩 衝 緑 地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置において公害、災害の状況に応じ配置する。	
都 市 林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広 場 公 園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体的に配置する。	
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1カ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として設置するものを含む。)	
緑 道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区内又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
国の設置に係る都市公園		一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が配置する大規模な公園は、1カ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	

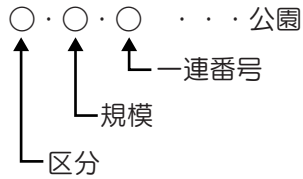
新居浜市にある公園



■ 名称の付け方

都市計画公園の名称は、番号及び公園名で次のように付けられています。

(例) 2・2・1 土橋公園



■ 区分

区分番号	公園の区分	備 考
2	街区公園	
3	近隣公園	
4	地区公園	
5	総合公園	
6	運動公園	
7	特殊公園	風致公園
8	特殊公園	動物公園、植物公園、歴史公園
9	広域公園	

■ 規模

規模番号	公園面積
2	1ha 未満
3	1ha 以上 4ha 未満
4	4ha 以上 10ha 未満
5	10ha 以上 50ha 未満
6	50ha 以上 300ha 未満
7	300ha 以上

■ 一連番号

都市計画区域ごとに区分ごとの一連番号を付けています。

■ 駅前1号公園完成予想図

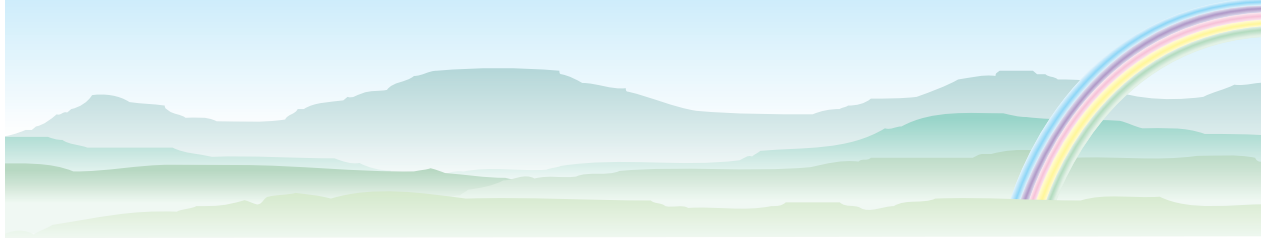


■公園・緑地の都市計画決定状況

種類	都市計画決定								開設		
	種別	名称			位置	面積 (ha)	決定年月日	告示番号	面積 (ha)	年月日	
		区分	規模	番号							公園名
基幹公園	街区公園	2	2	1	土橋公園	土橋二丁目	0.63	S29. 5.13 S51. 6.19 H21. 1.13	建告第 796号 市告第 25号 市告第 166号	0.63	S31.10.15
		2	2	2	新田公園	角野新田町一丁目	0.29	S29. 5.13 S51. 6.19 H21. 1.13	建告第 796号 市告第 25号 市告第 166号	0.29	S31.10.15
		2	2	3	喜光地公園	喜光地町二丁目	0.17	S30.11.25 S51. 6.19 H21. 1.13	建告第 1,354号 市告第 25号 市告第 166号	0.17	S31.10.15
		2	2	4	瀬戸児童公園	瀬戸町	0.20	S52.10.28 H21. 1.13	市告第 34号 市告第 166号	0.20	S54. 3.31
		2	2	5	中須賀公園	中須賀町二丁目	0.19	S57. 2.25 H21. 1.13	市告第 5号 市告第 166号	0.19	S59. 3.31
		2	2	6	新須賀公園	新須賀町四丁目	0.16	S58. 2.28 H21. 1.13	市告第 4号 市告第 166号	0.18	S60. 3.31
		2	2	7	寿公園	寿町	0.28	S60. 7.30 H21. 1.13	市告第 44号 市告第 166号	0.28	S62. 3.31
		2	2	8	船木公園	船木字国領	0.27	S63.10.24 H21. 1.13	市告第 49号 市告第 166号	0.27	H 2. 5.10
		2	2	9	西喜光地公園	西喜光地町	0.21	H 3.10.16 H21. 1.13	市告第 39号 市告第 166号	0.21	H 5. 4. 1
		2	2	10	駅前1号公園	坂井町一丁目	0.15	H15. 1.10 H21. 1.13	市告第 3号 市告第 166号		
		2	2	11	駅前2号公園	坂井町二丁目	0.14	H15. 1.10 H21. 1.13	市告第 3号 市告第 166号	0.14	H21. 4. 1
		2	2	12	駅前3号公園	坂井町一丁目	0.11	H15. 1.10 H21. 1.13	市告第 3号 市告第 166号		
		2	2	13	駅前4号公園	坂井町二丁目	0.41	H15. 1.10 H21. 1.13	市告第 3号 市告第 166号		
	基幹公園	近隣公園	3	3	1	新居浜公園	新須賀町三丁目	2.70	S29. 5.13 S51. 6.15 H21. 1.13	建告第 800号 県告第 634号 市告第 166号	2.70
3			2	2	中央公園	繁本町	0.50	S42. 3.29 S51. 6.19 H21. 1.13	建告第 911号 市告第 25号 市告第 166号	0.54	S42. 3.29
3			2	3	松の木公園	松の木町	0.70	S54. 8.14 H21. 1.13	市告第 28号 市告第 166号	0.67	S58. 3.31
都市基幹公園	総合公園	5	5	1	山根公園	角野新田町三丁目	10.20	S59. 2.17 S63.11.18 H21. 1.13	県告第 203号 県告第 1,396号 県告第 65号	2.50 6.20 8.00 8.80 10.20	S62. 7.31 H 3. 3.30 H 4. 4.10 H 5. 4. 1 H 6. 3.27
特殊公園	風致公園	7	7	1	滝の宮公園	滝の宮町、他	51.70	S27. 3.31 S51. 6.15 H21. 1.13	建告第 595号 県告第 634号 県告第 65号	41.7	S31.10.15
都市緑地			1		国領川緑地	国領川河川敷	65.50	S47.10.31 H21. 1.13	県告第 1,007号 県告第 66号	1.90 8.00 9.50 11.00 13.10 13.60 18.90 26.00 33.20 33.80 35.50 36.05	S48. 4. 1 S49. 4. 1 S50. 4. 1 S51. 3.31 S52. 3.31 S53. 3.31 S54. 3.31 S55. 3.31 S56. 3.31 S57. 3.31 S59. 3.31 H 3.12.25

■その他の都市公園・緑地

名称	種別	位置	面積 (ha)	開設面積 (ha)
池田池公園	風致	船木	22.14	22.14
黒島海浜公園	〃	黒島	12.55	12.55
ふれあい広場	広場	港町	0.47	0.47
憩いの森	〃	泉池町	0.14	0.14
黒島工業団地緑地	緑地	黒島・多喜浜	3.82	3.82
垣生工業団地緑地	〃	垣生	0.09	0.09



ポケットパーク



①犬の見た夢 一別子一

製作年：昭和63年
場所：一宮町 材質：銅
製作者：佐々木 実

新居浜市を象徴する別子銅山の採掘及び運搬をテーマとし、別子開坑300年という歴史的背景を含んだ彫刻である。

下の部分より鉱石を採取し、掘った斜坑から馬を使って引揚再び仰持によって口屋跡方面へと運搬される様子を物語っている。

階段中央の犬は人間社会を外から見つめる第三者の存在で製作者自身でもある。

彫刻の台座に使用したレンガは銅を精錬する過程で鑄型に入れて作ったもので、台座の中の玉石は瀬戸内海に見立て、(からみ)レンガは四阪島を表現してある。



②リズム&ハーモニー

製作年：平成元年
場所：高木町 材質：銅
製作者：佐々木 実

新居浜市の入口にあたる場所であるため明るく、健康的でかつ力強さを表現した彫刻である。

西側のリズムは、傾斜した四角柱の上部にうねりのあるリスミカルな等高線状の形があり、これらは雲、水、山である。

また、東側のハーモニーは、2つの四角柱がもたれあって一体となっており、人間社会の調和である。



③女の子・二人

製作年：平成元年
場所：西喜光地町
材質：ブロンズ
製作者：阿部 誠一

二人の女の子が何事か腰掛けて話し合っており、「何を話しているのだろうか？自分も話に参加したい」とそんな気持ちを起こさせる彫刻である。

二人の女の子の間には、話に参加する空間を設けてある。

そこで友達のこと、学校のこと、将来のことなどを話し合ってもらいたい。



④自然の恵みに

製作年：平成2年
場所：江口町 材質：御影石
製作者：宮内 宏

新居浜市は、元禄3年(1690年)の別子銅山開坑という大きな自然の恵みによって発展してきた。

それと同様に、私たちの生活も様々な自然の恵みによって営まれている。

そのような様子を中央の子供の像とその回りを取り囲む自然の姿(太陽・月・雲・風・魚・虫・花・ふたば)で表現した彫刻である。

9本の柱は新居浜市が未来に向かって発展する様子を物語っている。



⑤SWELL (うねり)

製作年：平成2年
場所：阿島 材質：御影石
製作者：相原 誠則

SWELL(スウェル)とは、うねりの意味である。

新居浜市を代表する新居浜太鼓祭りのかき夫のイメージをもとに、工部新居浜の回顧と展望、そして別子の山々と悠遠を石組みのうねりにより表現した彫刻である。

また、やがて訪れる新しい時代に向けて新居浜市がさらに大きく飛躍する様子を物語っている。



⑥陽の中で

製作年：平成3年
場所：寿町 材質：ブロンズ
製作者：近藤 哲夫

宇宙はひとりひとりに無限の可能性を与えてくれた。

少年・少女よ、その宇宙に向かって自由な心でおもいきりはばたいてほしい。



⑦萌いずる

製作年：平成3年
場所：松神子 材質：御影石
製作者：堀内 健二

新しい時代に向かって新居浜市の力強い建設の息吹を象徴する彫刻である。

未来を創出する新居浜市民のエネルギーを双葉が天空に伸びていくイメージで表現し、優しさと明快なフォルムを御影石によって追求した。



⑧夢はるか

製作年：平成3年
場所：繁本町 材質：ブロンズ
製作者：谷口 淳一

「夢」というものはすぐやってくるものではないそうです。

でも、はらかな「夢」を追い求めて生きることのすばらしさ。

美しいこの町で、皆様とともに多くの「夢」をふくらませて語り合えることを心より願っております。



⑨め(慧眼)

製作年：平成4年
場所：神郷 材質：御影石
製作者：藤部 吉人

別子銅山と共に発達してきた工業技術を象徴した銅の彫刻と、春を待つ石彫の木の芽は、伸びゆく新居浜市の希望と恵まれた自然を表し、それぞれのモニュメントが交差する組み合わせは、人と自然とが一体となり生命ある調和のとれたまちとして発展することを願ったものである。



⑩風

製作年：平成5年
場所：東田 材質：ブロンズ
製作者：石田 光男

一陣の風が吹き抜けていった。女は歩みを止め、しばらくたたずむが、顔を上げ、いずこともなく消えていった。ほのかな香りがあとに残り、その面影を追い求めた。



⑫長衣の女

製作年：平成5年
場所：西連寺町
材質：ブロンズ
製作者：笹戸 千津子

現代をいきいきと生きている女性の内に秘めた、たくましさ、優しさを像に語らせることができればと「長衣の女」に思いを託してみた。

ここを訪れる人々とともに、この女性が想いながら爽やかな空間をかもしだしてくれればの願いを込めて。



⑬学習の木

製作年：平成10年
場所：王子町 材質：御影石
製作者：新居浜市

生涯学習のまちづくりを目指し、個性・共生・交流・感謝・継続を5つの柱で表現している。

- ①個を尊ぶ(わたしづくり)
- ②ともに生きる(なかつくり)
- ③みがき合う(せかいづくり)
- ④ありがとう(ふるさとづくり)
- ⑤つみ重ねる(楽しさづくり)

⑩青春譜

製作年：平成4年
場所：泉池町 材質：ブロンズ
製作者：松岡 高則

揺れ動く青春……。静かにたたずむ姿。そのうちに秘められた心の強さ。明日に向かってまぶしく輝く少女像に、新居浜市の発展と文化の高揚を託してみた。

公園・緑地・墓園の状況

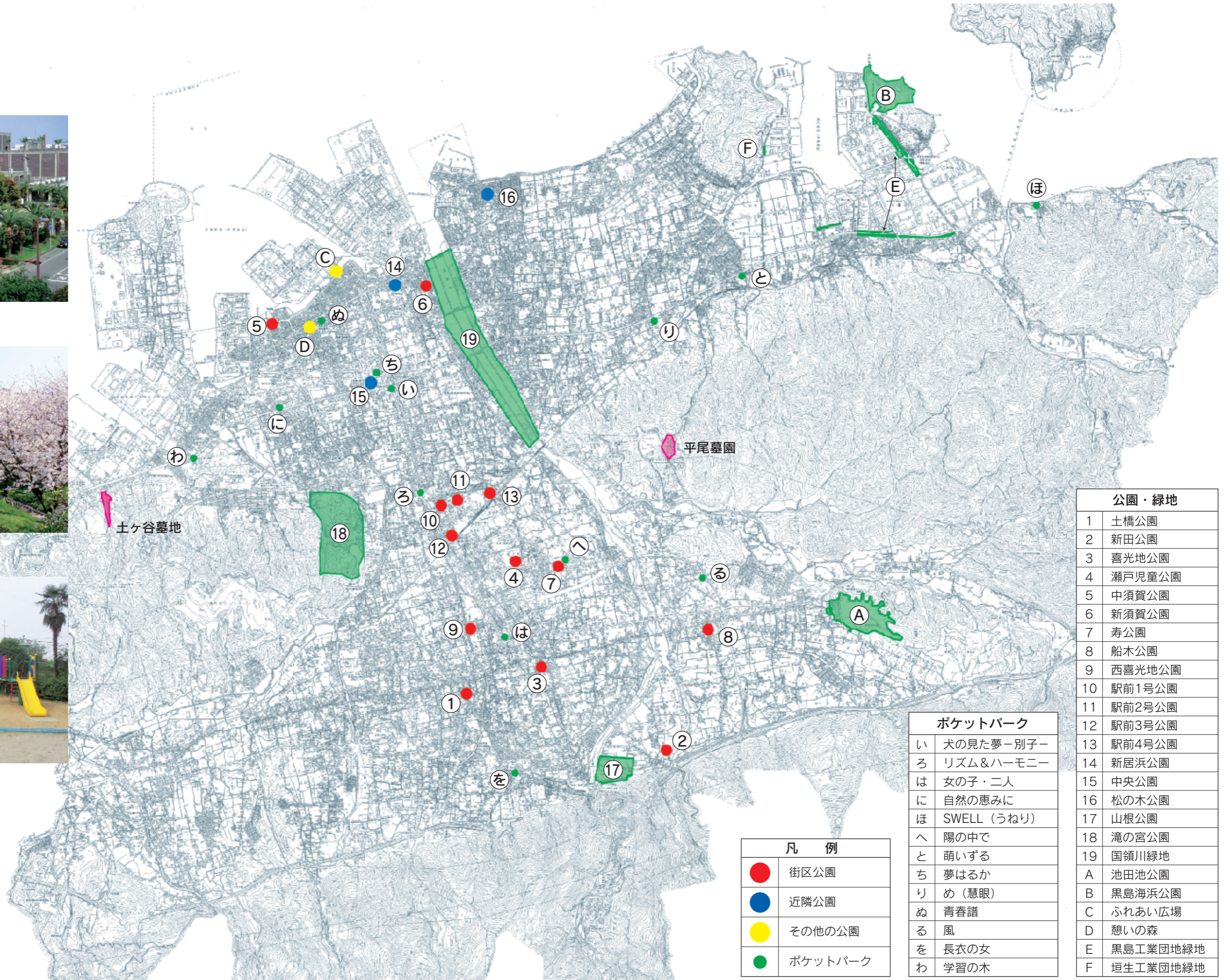
■中央公園 (図中⑮)



■山根公園 (図中⑰)



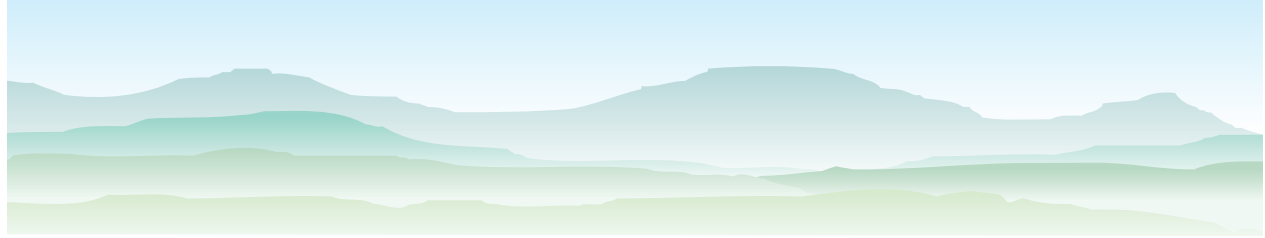
■船木公園 (図中⑧)



凡 例	
● (Red)	街区公園
● (Blue)	近隣公園
● (Yellow)	その他の公園
● (Green)	ポケットパーク

ポケットパーク	
い	犬の見た夢-別子-
ろ	リズム&ハーモニー
は	女の子・二人
に	自然の恵みに
ほ	SWELL (うねり)
へ	陽の中で
と	萌いずる
ち	夢はるか
り	め (慧眼)
ぬ	青春譜
る	風
を	長衣の女
わ	学習の木

公園・緑地	
1	土橋公園
2	新田公園
3	喜光地公園
4	瀬戸児童公園
5	中須賀公園
6	新須賀公園
7	寿公園
8	船木公園
9	西喜光地公園
10	駅前1号公園
11	駅前2号公園
12	駅前3号公園
13	駅前4号公園
14	新居浜公園
15	中央公園
16	松の木公園
17	山根公園
18	滝の宮公園
19	国領川緑地
A	池田池公園
B	黒島海浜公園
C	ふれあい広場
D	憩いの森
E	黒島工業団地緑地
F	垣生工業団地緑地



○下水道

■下水道の都市計画決定状況

都市計画決定			都市計画事業認可						
排水区域面積 最終 (ha)	当初決定 年月日 告示番号	最終 年月日 告示番号	認可年月日 (最終) 告示番号	処理区域 面積 (ha)	処理方式	終末 処理場	ポンプ 施設	施行期間 (使用開始 年月日)	計画 区域内 人口
2,127.0	S35.8.25 建告 第1,746号	H21.1.13 市告 第167号	H18.3.31 県告 第498号	2,127	標準活性汚泥法	1	11	S35~H23 (S55.3.31)	85,120

■下水道普及状況

平成20年3月31日現在

認可区域面積(A)	現在処理面積(B)	整備率(B)/(A)×100
2,127ha	1,552ha	73%
住民基本台帳(C)	処理区域内人口(D)	普及率(D)/(C)×100
126,024人	66,612人	53%

■全体計画と現状

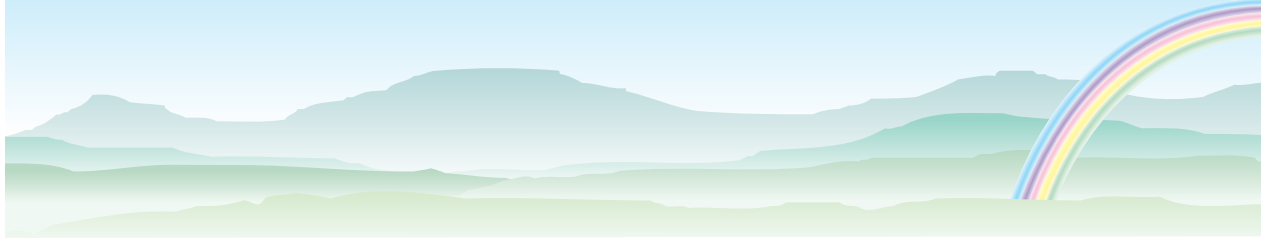
平成20年3月31日現在

区 分	全体計画	認可計画	現 況
面 積(ha)	4,453	1,865	1,552
処理人口(人)	129,100	79,820	66,612
汚水管きょ延長(m)	816,700	476,551	365,570
ポンプ場	汚水中継ポンプ場	1	0
	雨水中継ポンプ場	13	9
終末処理場	1	1	1
日平均汚水量(m ³ /日)	80,060	54,000	36,000
日最大汚水量(m ³ /日)	94,550	67,000	45,000
時間最大汚水量(m ³ /日)	141,110	98,000	65,000

■東雲雨水枝線の工事状況

ボックスカルバートを設置しています。





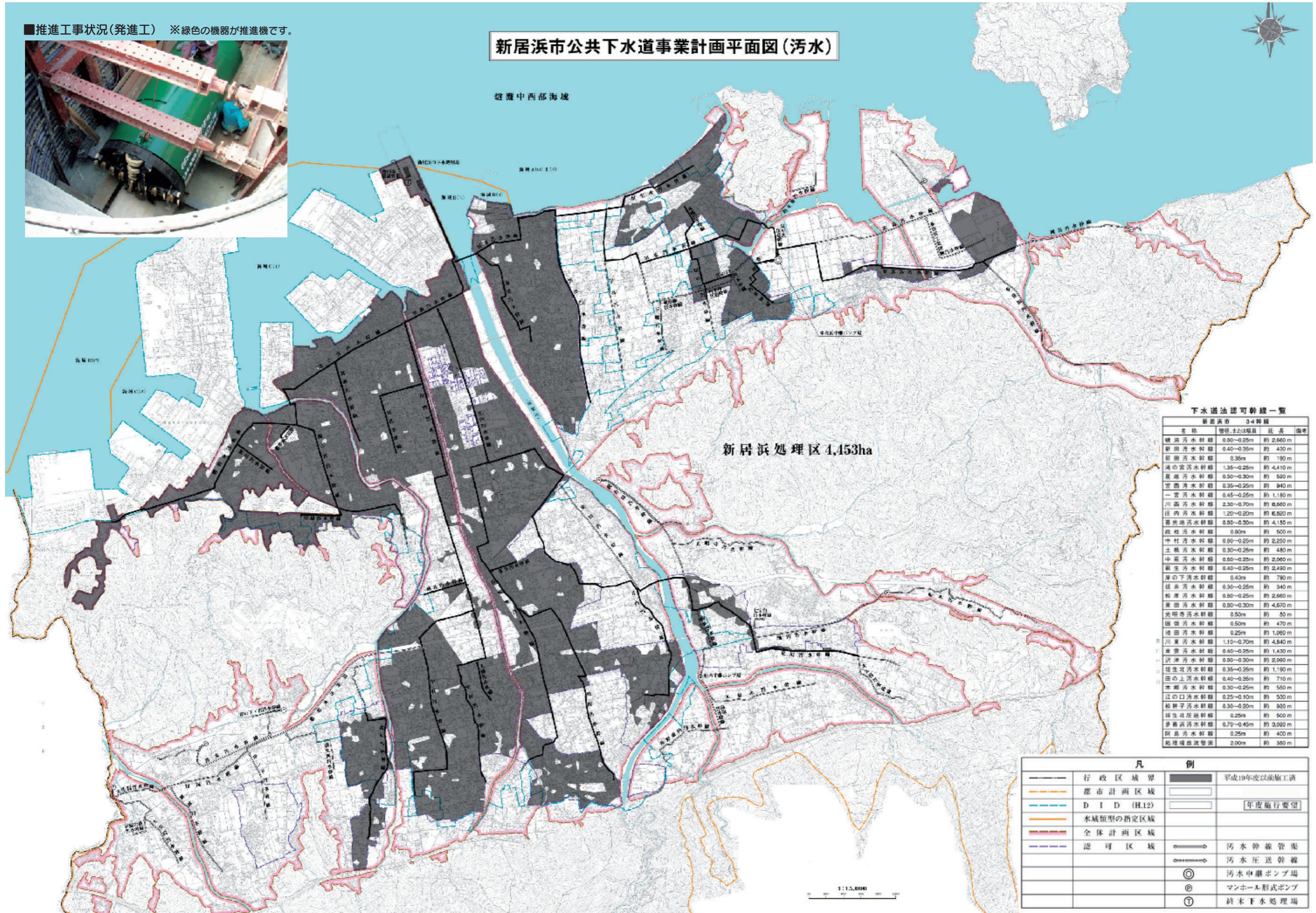
■ 都市下水路の都市計画決定状況（現在は全て新居浜公共下水道に統合済みです）

都市下水路名	都市計画決定				事業実施状況			
	集水面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終変更年月日 告示番号	転用等	管径又は幅員 (m)	水路延長 (m)	ポンプ能力 (m ³ /分)	施行期間
久保田都市下水路	56.0	S31. 9. 5 建告第1,422号		公共下水道雨水渠 S48.12.12	□2.2~1.4	919		完了 S33~S34
江口都市下水路	120.0	S31. 9. 5 建告第1,422号	S43.10. 4 建告第2,969号	公共下水道雨水渠 S48.12.12	□4.5~1.2	1,174	180.6	完了 S35~S44
沢津都市下水路	56.0	S31. 9. 5 建告第1,422号	S45.10.20 市告第 37号	廃止				
西新居浜都市下水路	101.0	S31. 9. 5 建告第1,422号	S45.10.20 市告第 37号	廃止				
元塚都市下水路	76.0	S38. 7. 2 建告第1,498号		公共下水道雨水渠 S48.12.12	□1.5~1.3	27.8	51	休止 S38~S39
惣開都市下水路	40.0	S40. 8.26 建告第2,459号	S42. 7.22 建告第2,145号	公共下水道雨水渠 S48.12.12	□1.5~1.2	845	63	完了 S40~S42
垣生都市下水路	70.0	S45.10.20 市告第 37号		公共下水道雨水渠 S63.10.24	□2.5~1.1	1,031	268.8	完了 S45~S51
白山都市下水路	198.0	S48.12.12 市告第 43号	S54. 2.24 市告第 1号	公共下水道雨水渠 S61. 5.10	□2.35~1.95 φ2.0~1.35	2,654		完了 S49~S57
瀬戸都市下水路	134.0	S51.11. 4 市告第 46号		公共下水道雨水渠 S61. 5.10	□4.4~2.8	1,166		完了 S52~S54
江の口都市下水路	195.0	S56. 3.18 市告第 6号		公共下水道雨水渠 S63.10.24				S55~S62
松神子都市下水路	51.0	S56. 3.18 市告第 6号		公共下水道雨水渠 S63.10.24	□2.1~1.6	1,072		S55~H 2
上泉都市下水路	134.0	S48.12.12 市告第 43号		公共下水道雨水渠 S61. 5.10				
池田都市下水路	92.0	S48.12.12 市告第 43号		公共下水道雨水渠 S61. 5.10				

■推進工事状況(発進工) ※緑色の機器が推進機です。



新居浜市公共下水道事業計画平面図(汚水)



下水道法認可幹線一覧
新居浜市 0.4幹線

名称	管径(単位)幅員	延長	備考
磯田汚水幹線	0.80-0.25m	約 2,660 m	
新田汚水幹線	0.40-0.35m	約 430 m	
新田汚水幹線	0.35m	約 190 m	
海の宮汚水幹線	1.35-0.25m	約 4,410 m	
尾藤汚水幹線	0.50-0.30m	約 520 m	
宮西汚水幹線	0.25-0.25m	約 940 m	
一言汚水幹線	0.45-0.25m	約 1,180 m	
川西汚水幹線	2.30-0.70m	約 8,660 m	
庄内汚水幹線	1.20-0.20m	約 6,820 m	
善光寺汚水幹線	0.85-0.30m	約 4,150 m	
政柱汚水幹線	0.80m	約 500 m	
中村汚水幹線	0.80-0.25m	約 2,250 m	
土橋汚水幹線	0.30-0.25m	約 480 m	
中富汚水幹線	0.60-0.25m	約 2,060 m	
麻生汚水幹線	0.40-0.25m	約 2,490 m	
岸の下汚水幹線	0.40m	約 790 m	
坂本汚水幹線	0.30-0.25m	約 340 m	
松原汚水幹線	0.80-0.25m	約 2,660 m	
東田汚水幹線	0.80-0.30m	約 4,670 m	
光明寺汚水幹線	0.50m	約 50 m	
国信汚水幹線	0.50m	約 470 m	
池田汚水幹線	0.25m	約 1,950 m	
川東汚水幹線	1.10-0.70m	約 4,840 m	
東雲汚水幹線	0.40-0.25m	約 1,430 m	
沢津汚水幹線	0.80-0.30m	約 2,090 m	
垣生北汚水幹線	0.35-0.25m	約 1,190 m	
田の上汚水幹線	0.40-0.35m	約 710 m	
本郷汚水幹線	0.30-0.25m	約 550 m	
江の口汚水幹線	0.25-0.10m	約 530 m	
板獅子汚水幹線	0.30-0.20m	約 950 m	
垣生北庄汚水幹線	0.25m	約 500 m	
多喜浜汚水幹線	0.70-0.45m	約 3,090 m	
阿島汚水幹線	0.25m	約 400 m	
地埋場放流管渠	2.00m	約 360 m	

凡例

行政区域界	平成19年度以前施工済
都市計画区域	
D I D (H.12)	年度施行要望
水城類型の指定区域	
全体計画区域	
認可区域	汚水幹線管渠
	汚水圧送幹線
	汚水中継ポンプ場
	マンホール形式ポンプ
	終末下水処理場

○一団地の官公庁施設

■一団地の官公庁施設の都市計画決定状況

位 置	面 積	主要施設	決定(変更)年月日	告示番号	備 考
繁本町、 一宮町一丁目	約8.3ha	市役所、法務局、裁判所、 検察庁、警察署、税務署、 労働基準監督署、郵便局、 電報電話局等	昭和36年12月18日	建告第2,814号	当初決定
繁本町、 一宮町一丁目	約7.8ha	市役所、法務局、裁判所、 検察庁、税務署、 労働基準監督署、郵便局、 電報電話局等	昭和51年 4月13日	県告第 417号	新居浜警察署 移転に伴う変更
繁本町、 一宮町一丁目	約7.8ha	市役所、法務局、裁判所、 検察庁、税務署、 労働基準監督署、郵便局、 電報電話局等	昭和53年 1月31日	県告第 104号	市役所庁舎 新築に伴う変更
繁本町、 一宮町一丁目	約6.8ha	市役所、法務局、裁判所、 検察庁、税務署、 労働基準監督署、郵便局等	昭和61年 6月13日	県告第 736号	電報電話局の 民営化に伴う変更
繁本町、 一宮町一丁目	約6.4ha	市役所、法務局、裁判所、 検察庁、税務署、 労働基準監督署等	平成20年 4月 4日	県告第 569号	郵政民営化に 伴う変更
繁本町、 一宮町一丁目	約6.4ha	市役所、法務局、裁判所、 検察庁、税務署、 労働基準監督署等	平成21年 1月13日	県告第 62号	都市計画区域の 変更に伴う都市 計画の名称変更

○防火水槽

■防火水槽の都市計画決定状況

名 称	箇所数	容 量 (m ³ /箇所)	面 積 (m ² /箇所)	決定(変更)年月日	告示番号	備 考
防火水槽	6	40	約4.0m ²	昭和28年 3月31日	建告第1,106号	当初決定
	11	40	約4.0m ²	昭和29年 3月31日	建告第1,059号	5箇所追加

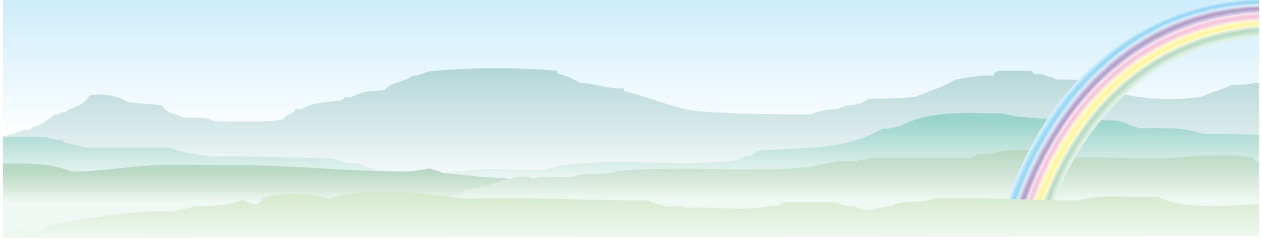
○火葬場

■火葬場の都市計画決定状況

名 称	位 置	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	炉 数	備 考
新居浜市斎場	磯浦町	約1.4ha	昭和57年 2月25日	市告第 6号	8基	当初決定
		約1.4ha	平成21年 1月13日	市告第 171号	8基	都市計画区域の 変更に伴う都市 計画の名称変更

■新居浜市の火葬場一覧表

名 称	位 置	備 考
新居浜市大島火葬場	新居浜市大島甲1254番地	火葬炉1基
新居浜市別子山火葬場	新居浜市別子山乙540番地の1	火葬炉1基



○墓園

■墓園の都市計画決定状況

名 称	位 置	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	備 考
土ヶ谷墓地	土ヶ谷	7ha	昭和17年 5月 8日	内告第312号	当初決定

■新居浜市の墓地及び墓園一覧表

墓地及び墓園名	設 置 場 所
新居浜市第1真光寺墓地	新居浜市中村484番地の1
新居浜市第2真光寺墓地	新居浜市中村483番地の4
新居浜市土ヶ谷墓地	新居浜市磯浦町15番
新居浜市黒岩墓地	新居浜市王子町5番
新居浜市第1平尾墓園	新居浜市観音原町甲894番地の1
新居浜市第2平尾墓園	新居浜市観音原町乙106番地の2
新居浜市第3平尾墓園	新居浜市郷乙154番地の3

○ごみ処理関連施設

■ごみ処理場の都市計画決定状況

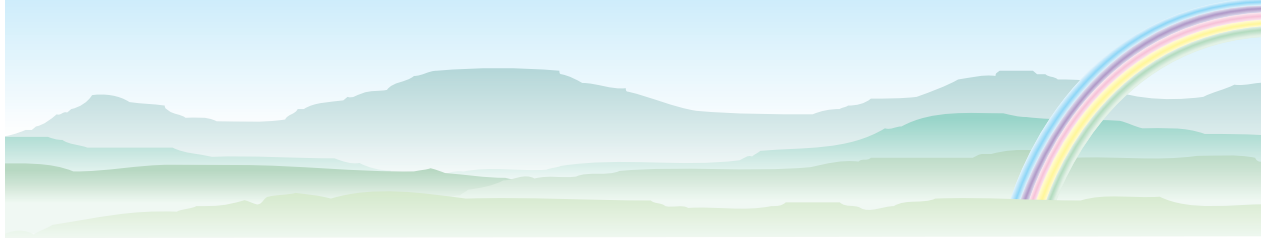
番号	名 称	位 置	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	処理能力	備 考
1	財団法人 愛媛県廃棄物 処理センター 東予地区産業 廃棄物処理施設	磯浦町	約11.8ha	平成 9年 5月23日	市告第 32号	100t/日	当初決定
			約11.8ha	平成21年 1月13日	市告第168号	100t/日	都市計画区域の 変更に伴う都市 計画の名称変更

■ごみ焼却場の都市計画決定状況

番号	名 称	位 置	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	処理能力	備 考
2	新居浜市 ごみ処理施設	観音原町	約 5.90ha	昭和51年11月 4日	市告第 45号	225t/日	当初決定
			約14.48ha	平成 9年 5月23日	市告第 31号	260t/日	廃棄物中間処理施 設建設に伴う変更
			約14.48ha	平成21年 1月13日	市告第169号	260t/日	都市計画区域の 変更に伴う都市 計画の名称変更

■汚物処理場の都市計画決定状況

名 称	位 置	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	処理能力	備 考
新居浜市衛生センター	阿島 二丁目	約 1.0ha	昭和48年10月29日	市告第 38号	157t/日	当初決定
		約9,500㎡	平成 元年12月26日	市告第 66号	140kl/日	施設更新に伴う変 更
		約9,500㎡	平成21年 1月13日	市告第170号	140kl/日	都市計画区域の 変更に伴う都市 計画の名称変更



(4) 市街地開発事業

○土地区画整理事業

■土地区画整備事業の都市計画決定状況

名称	位置	面積	決定(変更)年月日	告示番号	備考
新居浜駅前 土地区画整理事業	坂井町一丁目、二丁目、 庄内町四丁目、五丁目、 六丁目地内	約27.8ha	平成 9年 8月19日	県告第1,083号	当初決定
			平成21年 1月13日	市告第172号	都市計画区域の 変更に伴う都市 計画の名称変更

■事業の推抄状況

年 度	概 要
平成10年度	事業計画決定(事業着手)
11年度	審議会委員選出 用地の先行買収
12年度	換地設計
13年度	事業計画変更、仮換地計画縦覧
14年度	仮換地指定
	建物移転、道路・公園等の工事
22年度	換地処分・登記
	清算金徴収・交付 事業終了



新居浜駅前周辺整備構想イメージパース

まちづくりの目標

- 駅周辺を中心とした、商業・業務機能の集結とにぎわいの創出
- 文化・コミュニティー・福祉を考慮したまちづくり
- 幹線道路・駅前広場・生活道路の整備による都市基盤の形成
- 居住環境整備による生活の場としてのうるおいとやさしさの創出



凡 例	
—	施行地区界
—	都市計画道路
—	区画道路
—	特殊道路
—	公園・緑地
—	墓地

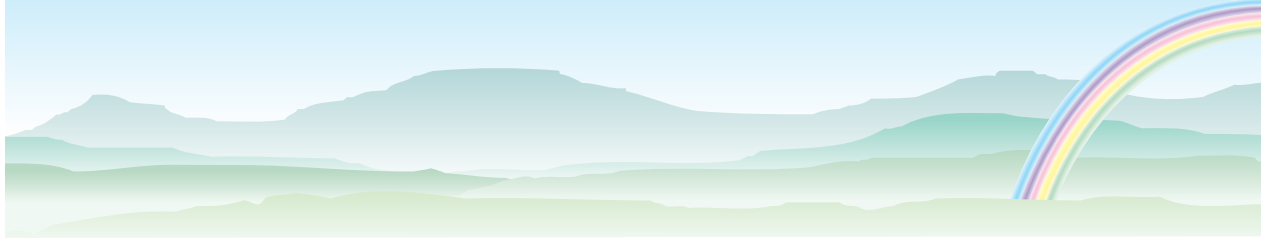
3 都市計画審議会

(1) 都市計画審議会の構成

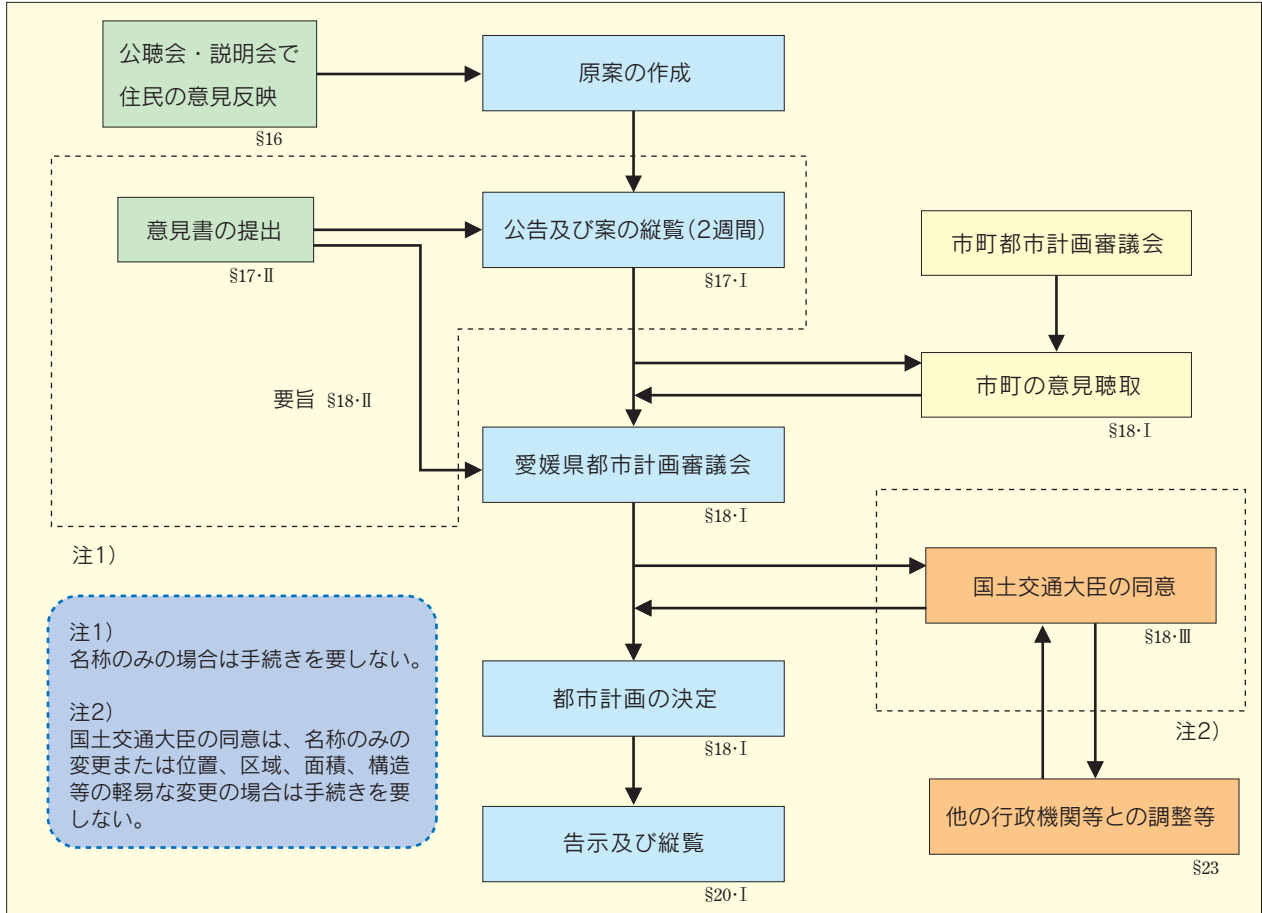
構成	人数	備考
学識経験者	7人	各種団体、新居浜工業高等専門学校等
新居浜市議会議員	7人	
関係行政機関もしくは 県の職員または市の住民	6人	公募委員を含む

(2) 都市計画の決定権者

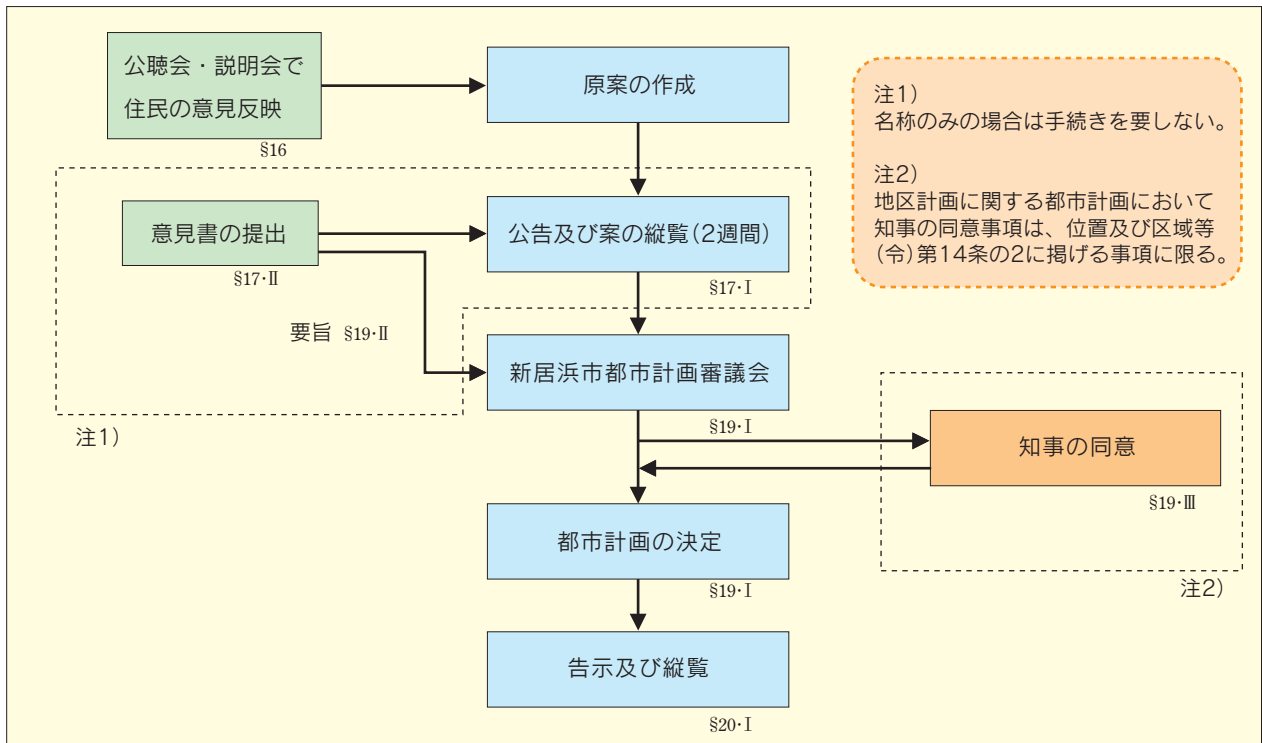
都市計画の種類				市決定	県決定		
					大臣同意不要	大臣同意必要	
区域 区分	都市計画区域					○	
	市街化区域及び市街化調整区域					○	
土地 利用	地域 地区	用途地域		○			
		特別用途地区		○			
		特定用途制限地域		○			
		高度地区		○			
		高度利用地区		○			
		特定街区		○			
		防火地域、準防火地域		○			
		景観地区		○			
		風致地区	面積10ha以上		○		
			その他		○		
			駐車場整備地区		○		
		臨港地区	特定重要港湾			○	
			重要港湾		○		
			その他		○		
都市 施設	交通 施設	道路	一般国道			○	
			都道府県道	四車線以上		○	
				四車線未満		○	
			その他の道路	四車線以上		○	
				四車線未満		○	
				駐車場		○	
	公共 空地	公園、緑地 広場、墓園	面積10ha以上		○		
			その他		○		
	供給 施設	水道	水道用水供給事業		○		
			その他		○		
		電気・ガス供給施設		○			
	処理 施設	下水道	公共下水道	排水区域が二以上の 市町村の区域		○	
				その他		○	
			流域下水道		○		
			その他		○		
			汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理施設		○		
		水路	河川	一級河川		○	
	二級河川				○		
	準用河川				○		
			運河		○		
教育 文化 施設	学校	大学・高等専門学校		○			
		その他		○			
		図書館・研究施設・博物館・美術館		○			
		医療施設、社会福祉施設、市場・と畜場・火葬場		○			
		一団地の官公庁施設			○		
	防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○				
市街地 開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超		○			
		面積50ha以下		○			
地区計画等（一部知事の同意事項あり）				○			

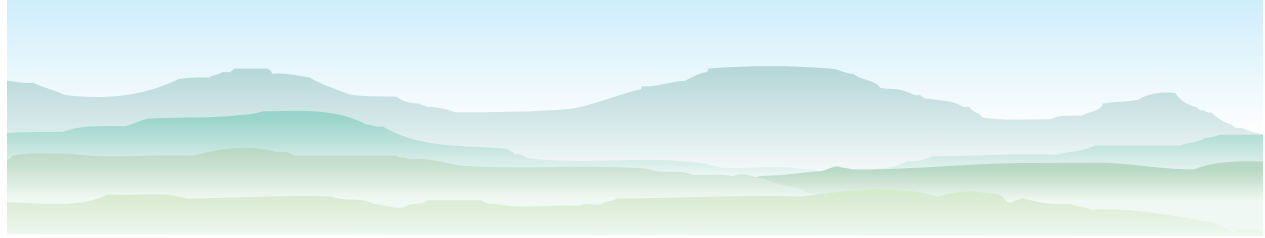


(3) 愛媛県が定める都市計画の手続き



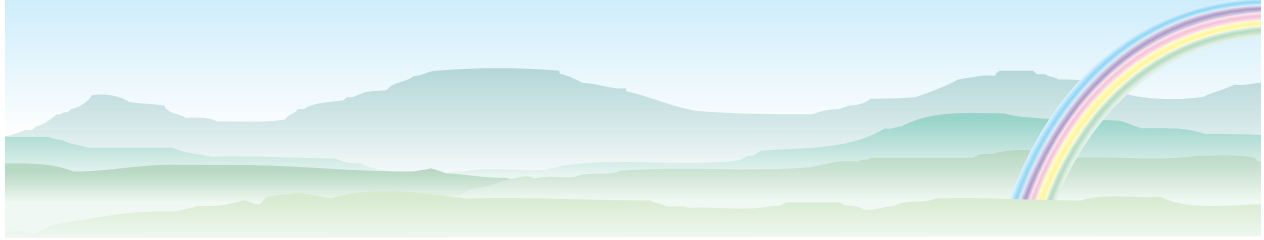
(4) 新居浜市が定める都市計画の手続き



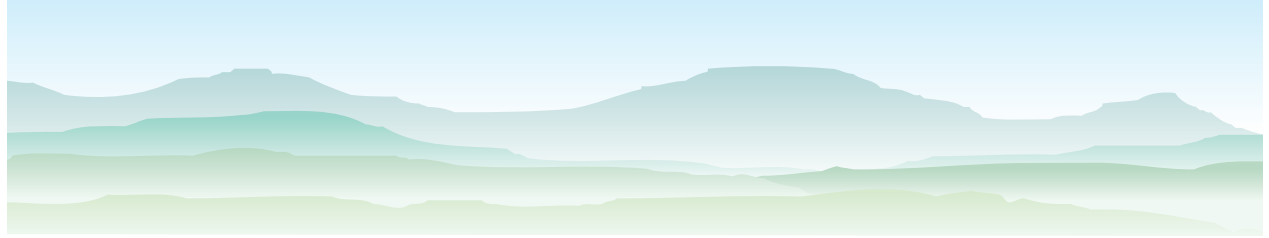


(5) 新居浜市都市計画審議会の議案一覧

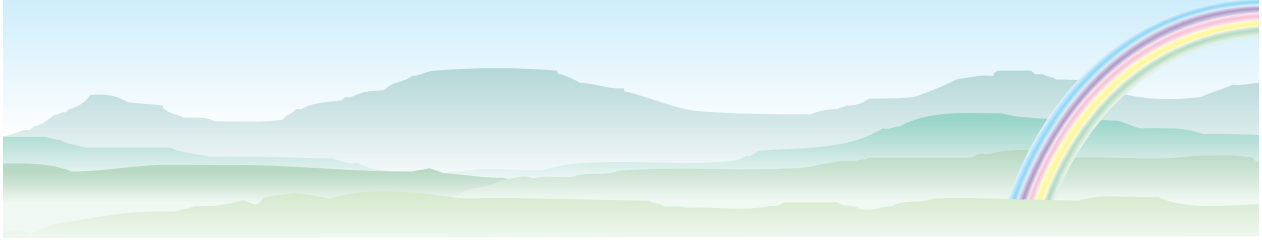
No	開催年月日	議案	開催回数	議案番号
1		広域都市計画の名称		1
2		都市計画区域		2
3	S46. 3. 4	将来人口	1	3
4		メッシュ図について		4
5		線引きについての今後の進め方		5
6	S46. 3.17	土地利用計画の方針説明	2	6
7		線引きの基本的な考え方		7
8		線引き経過説明		8
9	S46. 5.25	都市計画区域について	3	9
10		県素案の想像図		10
11	S46. 6.11	線引き想像図説明	4	11
12		都市計画区域		12
13	S46. 8.31	素案発表について	5	13
14		線引きの経過報告		14
15		市街化区域における開発許可の運用について		15
16	S47. 2. 4	都市計画区域における農業施策について	6	16
17		線引きに対する農業サイドにおける意見集約について		17
18	S47. 3. 2	線引きについて経過報告	7	18
19		線引き市案発表		19
20	S47. 3. 9	線引きについて	8	20
21		都市計画街路前田多喜浜線の一部変更について		21
22	S47. 5.27	国領川河川緑地の整備計画について	9	22
23		市街化区域及び市街化調整区域に係る県素案のその後について		23
24	S47. 6.10	変更に係る都市計画区域に含まれる土地の区域(新法に基づく都計区域)	10	24
25	S48. 6.11	新用途地域市案について	11	25
26	S48. 7.10	都市計画道路坂井西の土居線の変更について	12	26
27		新居浜市公共下水道の計画決定について		27
28	S48. 8. 6	東予広域都市計画区域の先行決定について	13	28
29	S48. 9. 7	新居浜市都市計画下水道の変更案について	14	29
30		新居浜市都市計画し尿処理場の決定案について		30
31	S48.11.12	新居浜市都市計画用途地域の市素案について	15	31
32		新居浜市都市計画道路市案の変更について		32
33	S50. 5.13	東予広域都市計画道路の変更案について	16	33
34	S51. 2. 3	東予広域都市計画新居浜一団地の官公庁施設の変更案	17	34
35		東予広域都市計画ごみ焼却場の決定案について		35
36	S51. 9.13	東予広域都市計画道路の変更案について	18	36
37		東予広域都市計画下水道の変更案について		37
38	S52. 9.27	東予広域都市計画公園の変更案について	19	38
39	S52.12.21	東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更案について	20	39
40	S53. 6.12	東予広域都市計画道路の変更案について	21	40
41	S53.11.24	東予広域都市計画下水道の変更案について	22	41
42	S54. 6.29	東予広域都市計画公園の変更案について	23	42
43	S56. 3. 3	東予広域都市計画下水道の変更案について	24	43
44	S57. 1.26	東予広域都市計画公園の変更案について	25	44



No	開催年月日	議 案	開催回数	議案番号
45	S57. 1.26	東予広域都市計画火葬場の決定案について	25	45
46	S57. 5.25	国土利用計画(新居浜市計画)策定案について	26	46
47	S57.11. 1	東予広域都市計画下水道の変更新案について	27	47
48	S58. 1.31	東予広域都市計画公園の変更新案について	28	48
49	S58. 8.12	東予広域都市計画道路の変更新案について	29	49
50		東予広域都市計画公園の変更新案について		50
51		東予広域都市計画道路の変更新案について		51
52	S60. 1.30	東予広域都市計画公園の変更新案について	30	52
53		東予広域都市計画ごみ焼却場の変更新案について		53
54		東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更新案について		54
55	S61. 2.13	東予広域都市計画下水道の変更新案について	31	55
56		東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更新案について		56
57		東予広域都市計画公園の変更新案について		57
58	S63. 3.23	東予広域都市計画公園の変更新案について	32	58
59		東予広域都市計画下水道の変更新案について		59
60	H 元.10. 3	東予広域都市計画汚物処理場の変更新案について	33	60
61		新居浜市垣生漁業協同組合地方卸売市場の位置について		61
62	H 2. 2.20	東予広域都市計画道路の変更新案について(県決定)	34	62
63		東予広域都市計画道路の変更新案について(市決定)		63
64	H 3. 3.18	東予広域都市計画公園の変更新案について	35	64
65	H 3.10.29	東予広域都市計画道路の変更新案について(県決定)	36	65
66		東予広域都市計画道路の変更新案について(市決定)		66
67	H 7. 6.30	東予広域都市計画下水道の変更新について(市決定)	37	67
68	H 8. 3.16	東予広域都市計画用途地域の決定について(県決定)	38	68
69	H 9. 2.10	東予広域都市計画ごみ焼却場の変更新案について(市決定)	39	
70		東予広域都市計画新居浜駅前土地区画整理事業の決定案について(県決定)		
71		東予広域都市計画道路の変更新案について(県決定)		
72		東予広域都市計画道路の変更新案について(市決定)		
73	H 9. 3.19	東予広域都市計画ごみ焼却場の変更新案について(市決定)	40	69
74		東予広域都市計画新居浜駅前土地区画整理事業の決定案について(県決定)		70
75		東予広域都市計画道路の変更新案について(県決定)		71
76		東予広域都市計画道路の変更新案について(市決定)		72
77	H 9. 4.24	東予広域都市計画ごみ処理場の決定案について(市決定)	41	73
78		愛媛ゼネラルサービス株式会社の産業廃棄物処理施設の位置について		74
79	H12. 8.21	株式会社住共クリーンセンターの産業廃棄物処理施設の位置について	42	75
80	H13. 3. 1	東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更新案について(県決定)	43	
81		東予広域都市計画用途地域の変更新案について(市決定)		
82		東予広域都市計画道路の変更新案について(県決定)		
83		東予広域都市計画道路の変更新案について(市決定)		
84	H13. 4.12	東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更新案について(県決定)	44	76
85		東予広域都市計画用途地域の変更新案について(市決定)		77
86		東予広域都市計画道路の変更新案について(県決定)		78
87		東予広域都市計画道路の変更新案について(市決定)		79
88	H13. 6.25	新居浜市都市計画マスタープランについて	45	80

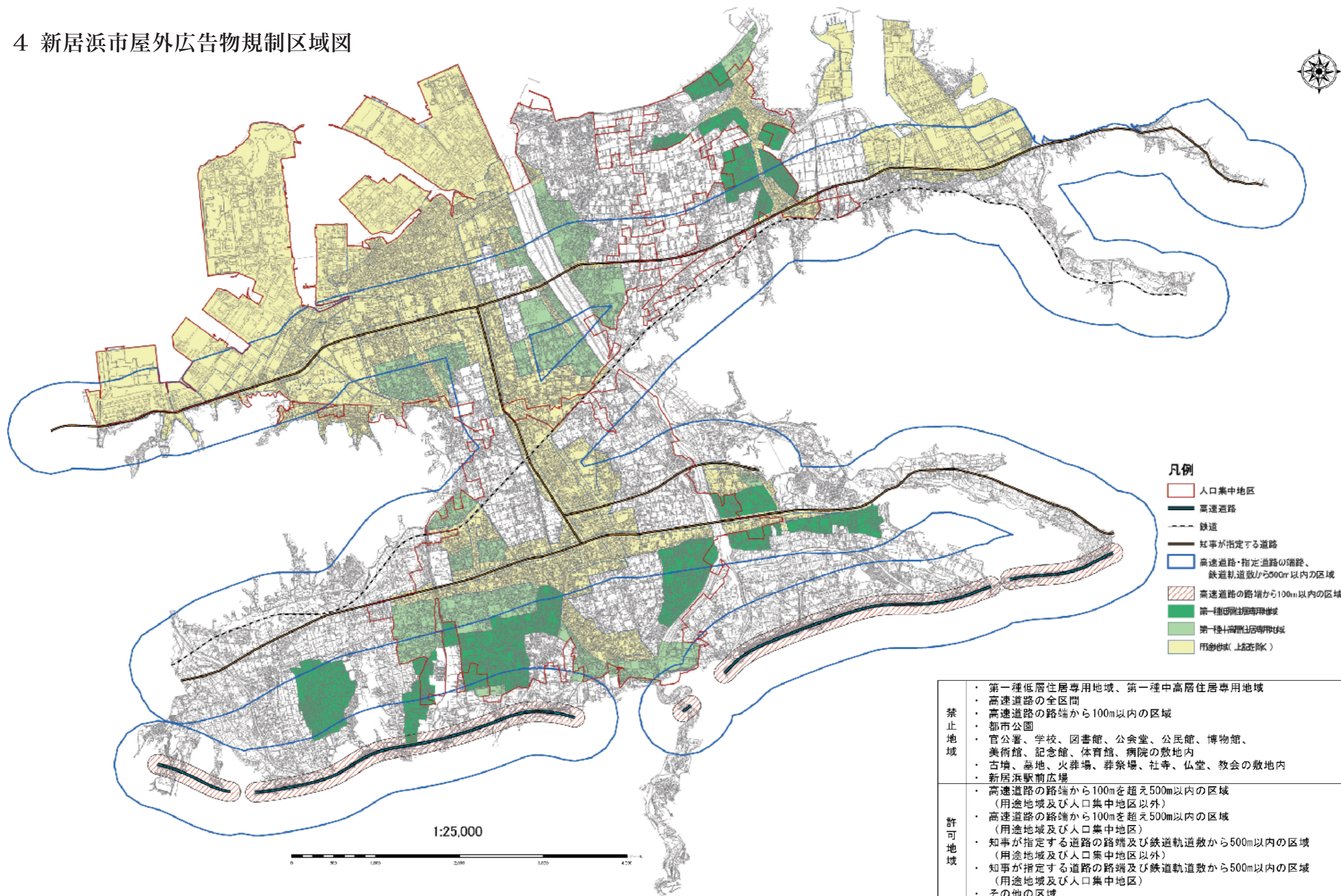


No	開催年月日	議 案	開催回数	議案番号
89	H13.11.29	新居浜駅前土地区画整理事業の推進経過と今後の予定について（経過報告）	46	
90	H14.11.28	東予広域都市計画道路の変更案について（県決定）	47	81
91		東予広域都市計画用途地域の変更案について（市決定）		82
92		東予広域都市計画公園の変更案について（市決定）		83
93	H16.2.12	東予広域都市計画区域の整備、開発および保全の方針の決定案について（県決定）	48	84
94		東予広域都市計画区域の区域区分の変更案について（県決定）		85
95		東予広域都市計画特定用途制限地域の決定案について（市決定）		86
96		用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率等の決定案について		87
97	H16.7.26	株式会社イージーエスの産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	49	88
98	H16.9.6	株式会社コメットクリーンの産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	50	89
99		酒井興産株式会社の一般廃棄物処理施設の敷地の位置について		90
100	H18.1.12	東予広域都市計画臨港地区（新居浜港）の変更案について（県決定）	51	91
101		東予広域都市計画下水道の変更案について（市決定）		92
102	H18.11.29	新居浜市都市計画審議会会長及び会長代理の選出について	52	
103		新居浜市の都市計画に関する報告について		
104	H19.1.31	東予広域都市計画臨港地区（東予港）の変更案について（県決定）	53	93
105		新居浜市都市計画マスタープランについて		94
106	H19.7.13	一般廃棄物処理施設について	54	95
107		本市の都市計画について（報告）		
108	H19.10.11	東予広域都市計画道路西町中村線の変更案について（県決定）	55	96
109		本市の都市計画について（報告）		
110	H20.1.28	東予広域都市計画「一団地の官公庁施設」の変更案について（県決定）	56	97
111		一般廃棄物処理施設について		98
112	H20.8.29	東予広域都市計画「用途地域」の変更案について（市決定）	57	99
113		東予広域都市計画「特定用途制限地域」の変更案について（市決定）		100
114	H20.10.31	東予広域都市計画区域の変更、新居浜都市計画区域の決定案について（県決定）	58	101
		新居浜都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の決定案について（県決定）		102
115		新居浜都市計画臨港地区の名称変更について（県決定）		103
116		新居浜都市計画一団地の官公庁施設の名称変更について（県決定）		104
117		新居浜都市計画道路の名称変更について（県決定）		105
118		新居浜都市計画公園の名称変更について（県決定）		106
119		新居浜都市計画緑地の名称変更について（県決定）		107
120		新居浜都市計画用途地域の名称変更について（市決定）		108
121		新居浜都市計画特定用途制限地域の名称変更について（市決定）		109
122		新居浜都市計画道路の名称変更について（市決定）		110
123		新居浜都市計画公園の名称変更について（市決定）		111
124		新居浜都市計画下水道の名称変更について（市決定）		112
125		新居浜都市計画ごみ処理場の名称変更について（市決定）		113
126		新居浜都市計画ごみ焼却場の名称変更について（市決定）		114
127		新居浜都市計画汚物処理場の名称変更について（市決定）		115
128		新居浜都市計画火葬場の名称変更について（市決定）		116
129	新居浜都市計画土地区画整理事業の名称変更について（市決定）			



「未来のにはま」

4 新居浜市屋外広告物規制区域図



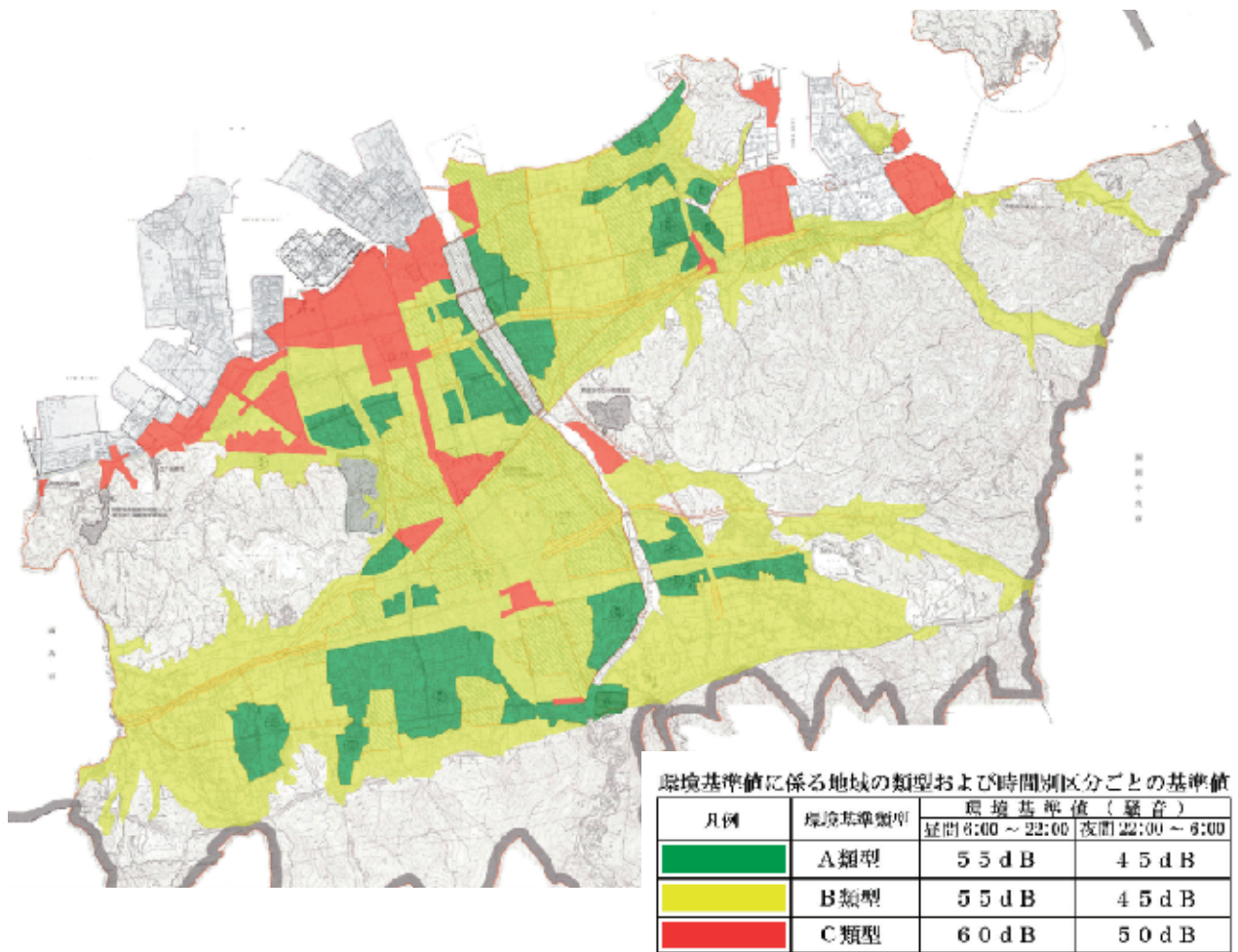
- 凡例**
- 人口集中地区
 - 高速道路
 - 鉄道
 - 知事が指定する道路
 - 高速道路・指定道路の路端、鉄道軌道敷から500m以内の区域
 - 高速道路の路端から100m以内の区域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 市街地(上記を除く)

禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 ・ 高速道路の全区間 ・ 高速道路の路端から100m以内の区域 ・ 都市公園 ・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、病院の敷地内 ・ 古墳、墓地、火葬場、葬祭場、社寺、仏堂、教会の敷地内 ・ 新居浜駅前広場
許可地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路の路端から100mを超え500m以内の区域(用途地域及び人口集中地区以外) ・ 高速道路の路端から100mを超え500m以内の区域(用途地域及び人口集中地区) ・ 知事が指定する道路の路端及び鉄道軌道敷から500m以内の区域(用途地域及び人口集中地区以外) ・ 知事が指定する道路の路端及び鉄道軌道敷から500m以内の区域(用途地域及び人口集中地区) ・ その他の区域

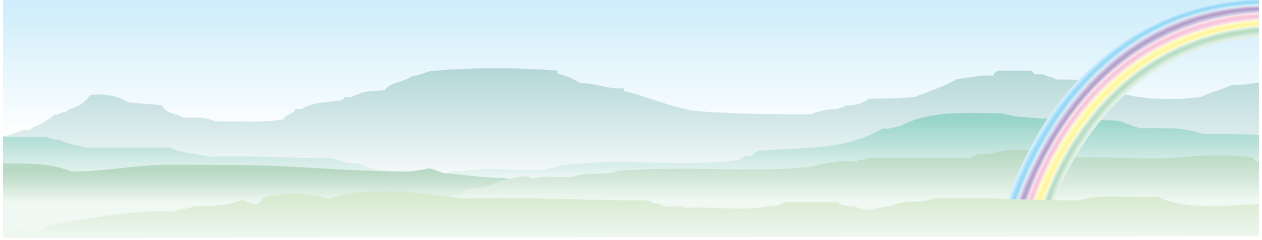
* 設置場所、広告物の種類により許可基準が異なります。

5 新居浜市環境基準図

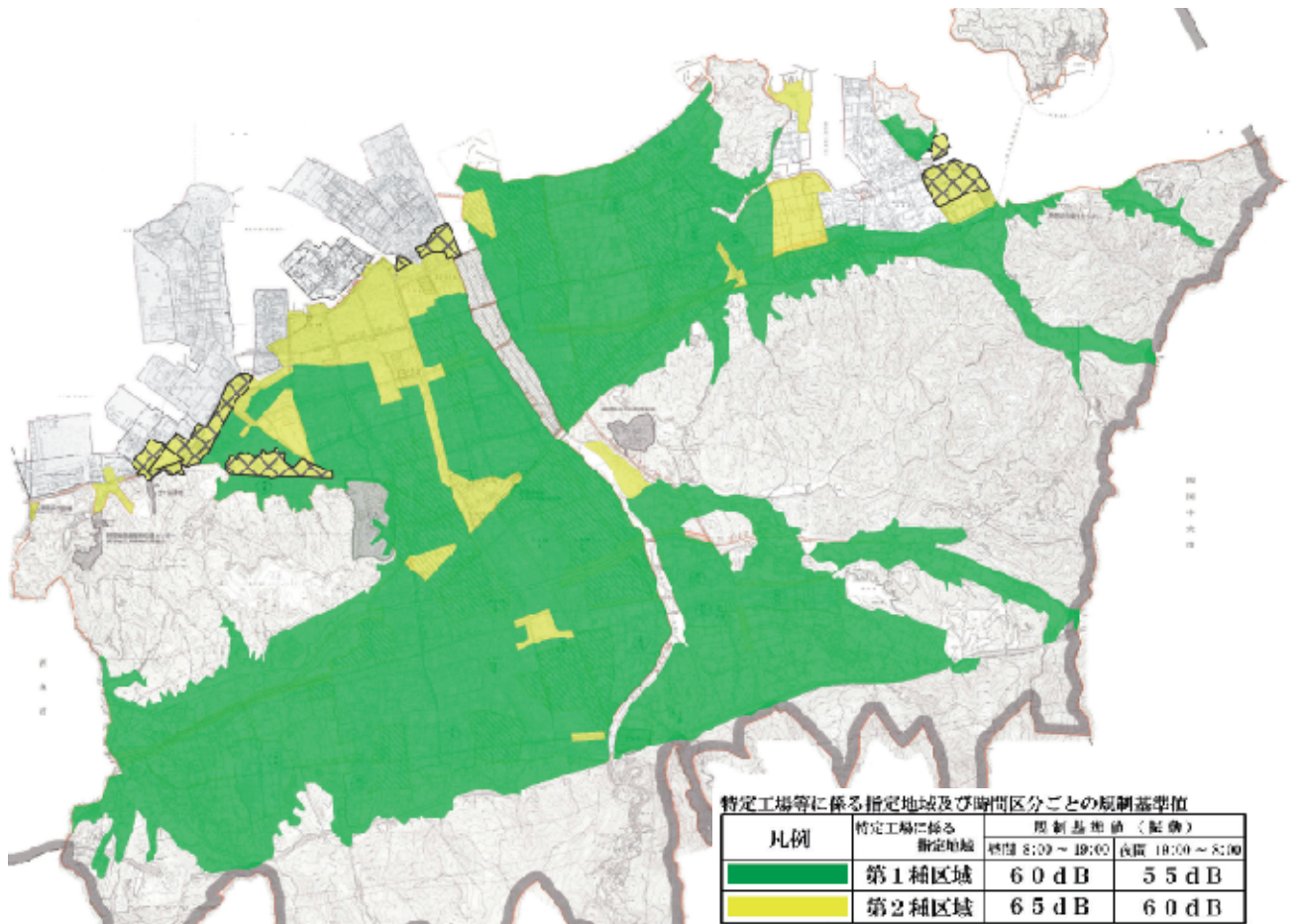
(1) 新居浜市環境騒音指定地域図



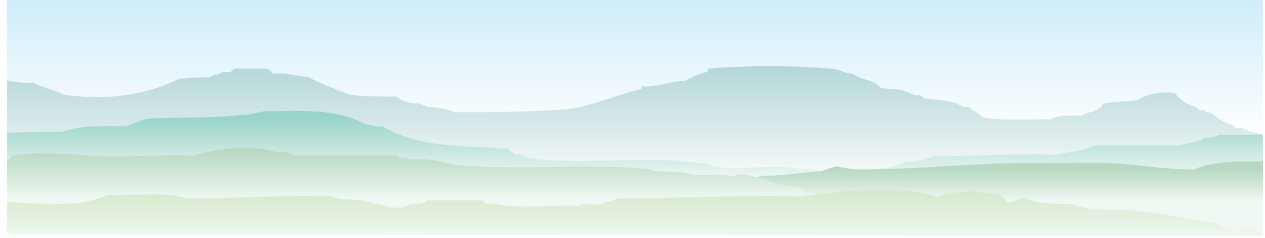
※この図は、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで望ましい基準（いわゆる環境基本法に基づく騒音の環境基準に関する地域の類型分け）を示しています。



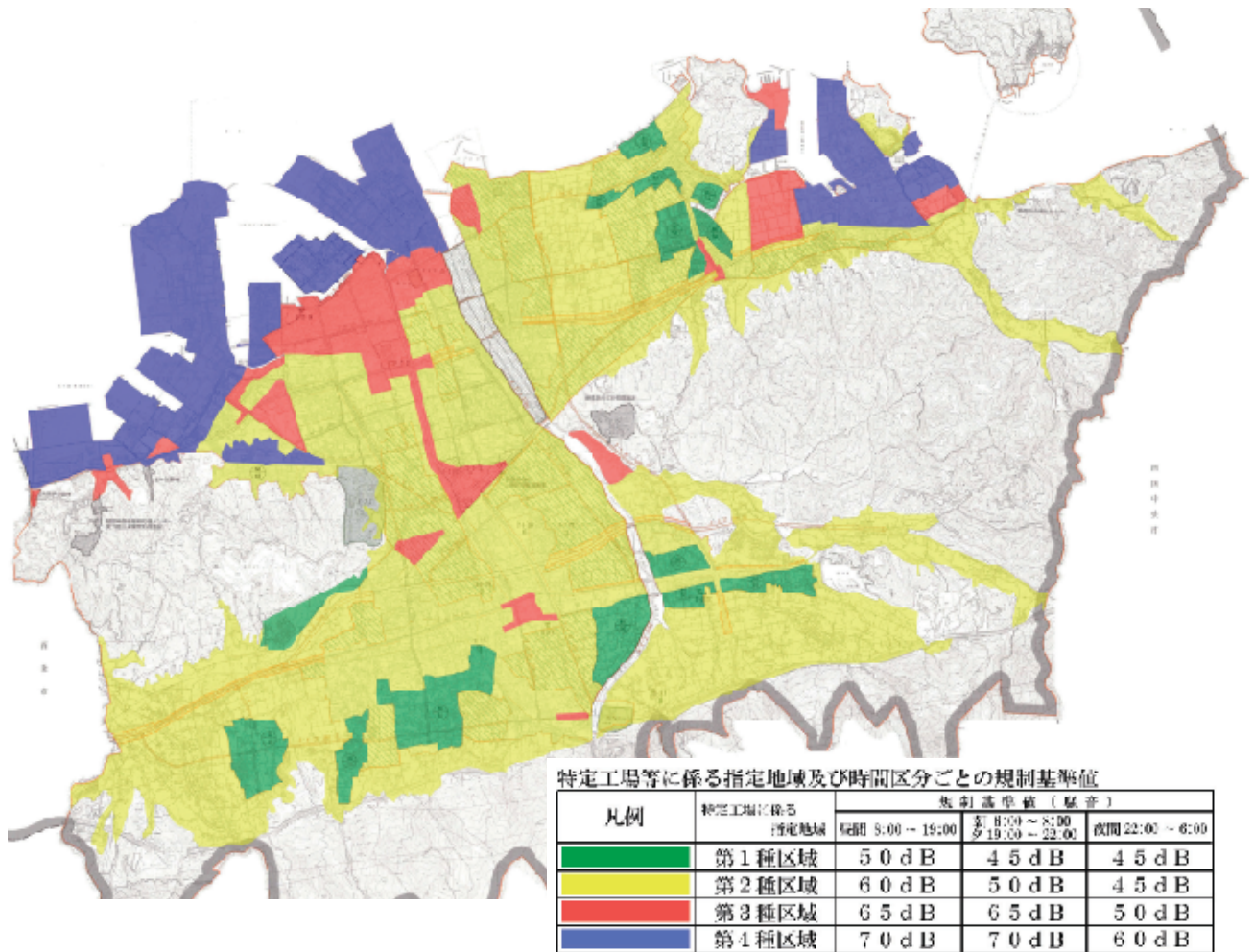
(2) 新居浜市振動規制地域図



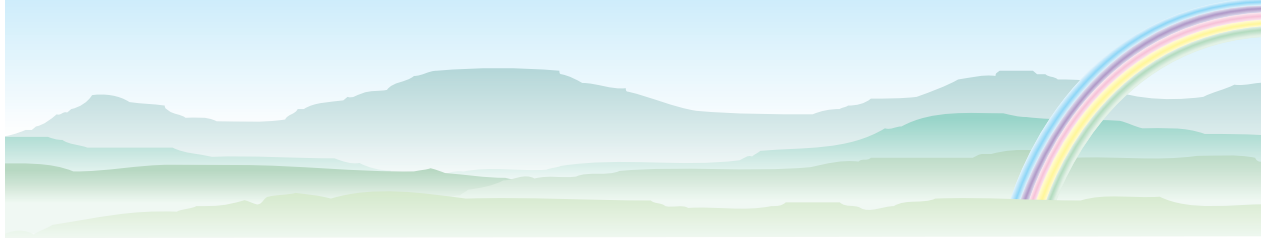
※この図は、振動規制法に基づく振動を発生する特定工場の規制基準を示しています。



(3) 新居浜市騒音規制地域図

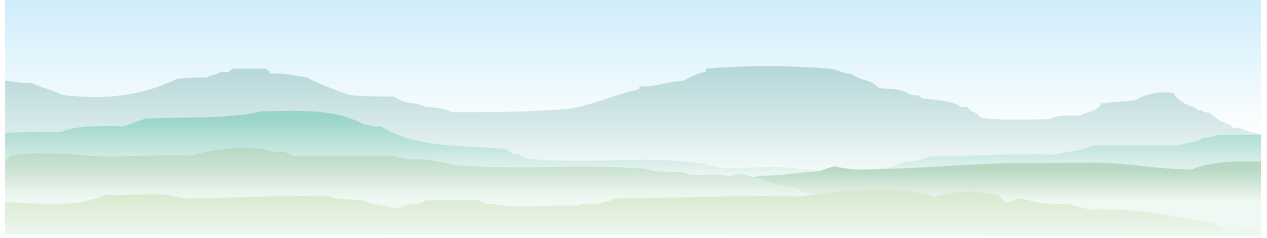


※この図は、騒音規制法に基づく騒音を発生する特定工場の規制基準を示しています。



6 都市計画のあゆみ

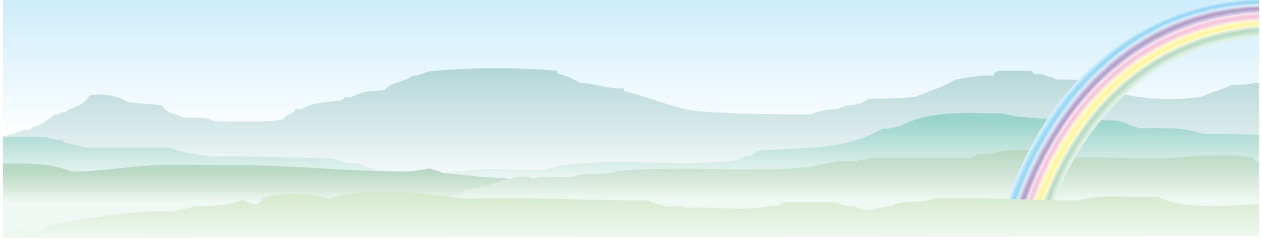
年 号	主 要 事 項
昭和 8年 12. 9	新居浜町に都市計画法の適用指定
10 5. 4	新居浜都市計画区域の指定、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村
15 4. 4	新居浜市が愛媛県で最初に用途地域を都市計画決定
26 5.23	新居浜都市計画用途地域の変更、準防火地域の都市計画決定
27 3.31	新居浜都市計画区域の変更、垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を追加
31 12.24	新居浜都市計画区域の変更 新居浜市の全部、角野町の全部、宇摩郡土居町のうち大字天満の全部
37 3. 7	新居浜都市計画用途地域の変更
40 3.24	新居浜都市計画臨港地区『新居浜臨港地区』を都市計画決定
44 6.14	都市計画法及び同施行令施行
48 12.28	東予広域都市計画区域（新居浜市、西条市、東予市、小松町、丹原町）を指定 東予広域都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）を都市計画決定
49 1.18	東予広域都市計画用途地域を都市計画決定
62 5.26	東予広域都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の変更(第1回) 東予広域都市計画用途地域の変更
平成 2年 3.31	新居浜市都市基本計画『新居浜カモメプラン21』の策定
8 5.31	東予広域都市計画用途地域の変更
9 8.19	新居浜駅前土地区画整理事業の都市計画決定
13 4. 1	改正都市計画法の施行 ※都市計画区域マスタープランの創設、線引きの選択制等
13 6.25	新居浜市都市計画マスタープラン『光都プラン21』の策定
7.13	東予広域都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の変更(第2回) 東予広域都市計画用途地域の変更
15 1.10	東予広域都市計画用途地域の変更
16 5.14	東予広域都市計画区域区分の変更 ※市街化区域及び市街化調整区域の廃止
18 1.27	東予広域都市計画下水道の変更
18 3. 7	東予広域都市計画臨港地区『新居浜臨港地区』の変更
19 2.20	東予広域都市計画臨港地区『東予臨港地区』の変更
19 2.27	新居浜市都市計画マスタープラン『光都プラン21』の改訂
19 12.18	東予広域都市計画道路『西町中村線』の変更
20 4. 4	東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更
20 10. 1	東予広域都市計画用途地域及び特定用途制限地域の変更
21 1.13	東予広域都市計画区域の変更『新居浜都市計画区域の決定』 新居浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 都市計画区域の変更に伴う都市計画の名称変更



さくいん

あ	一団地の官公庁施設□	27, 79
	屋外広告物□	33, 91
か	開発行為□	36
	火葬場□	28, 79
	環境基準□	42, 93
	下水道□	26, 75
	建築基準法第22条指定区域□	20
	建ぺい率□	17
	公園緑地□	25, 69
	公有地の拡大の推進に関する法律□	41
	国土利用計画法□	40
	ごみ処理施設□	29, 81
さ	準防火地域□	19, 57
	人口集中地区□	48
た	道路□	24, 61
	道路斜線□	18
	特定用途制限地域□	16, 54
	都市計画区域□	12, 52
	都市計画決定□	10
	都市計画審議会□	85
	土地区画整理□	31, 82
な	新居浜市長期総合計画□	5
	新居浜市都市計画マスタープラン□	6
	日影規制□	18
は	防火水槽□	27, 79
	墓園□	28, 80
や	容積率□	17
	用途地域□	15, 53
ら	臨港地区□	22, 57
	隣地斜線□	18

本文中で「**」印がついている地図は、測量法第29条に基づく複製承認を得て、
国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したもの（平15四複、第156号）を転載したものです。



あとがき

この冊子の作成にあたり、ご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

○イラスト協力

新居浜市立西中学校美術部のみなさん

畑田 紗希さん

立川 真理恵さん

首藤 亜里砂さん

近藤 智恵さん

永井 佐知さん

洲脇 嵩大さん

阿部 貴さん

○資料提供

国土交通省

愛媛県

この冊子の記載内容は一部を除き平成21年3月現在です。

冊子 にはまの都市計画

平成	3年(1991年)	3月	初版発行
平成	4年(1992年)	10月	第二版発行
平成	15年(2003年)	3月	第三版発行
平成	17年(2005年)	3月	第四版発行
平成	21年(2009年)	3月	第五版発行